

5 利用

論 点	利用 - 1	利用の基本的考え方
--------	--------	-----------

頂いたご意見

Y20-04 西依 忠之氏
川と人間の生活は密接に関わっている。提言では、川というものが人間とは違う世界、違う次元に流れていると考えているのではないか。また、川に対する期待にはさまざまなものがあり、本来の川の姿は1人1人異なるものである。本来の川の姿に戻せと言うのではなく、川に対する様々な期待を調整するのが委員会の役目ではないか。提言は偏った自然保護観を押し付けている。

316 西依忠之氏

- ・ 提言を読み、「どうも違うな」との疑問を持った。川を「本来、人間は触れるべからずのもの」として捉えている点である。人間と川との歴史を一刀両断に切り捨てており、「自然生態系の保全と回復」という理念が人間の川に対する様々な期待の一つであるという視点が欠けているのではないか。自然保護論の教条主義的な価値観の押しつけという感がぬぐえない。
- ・ 流域の様々な人々の意見を聞かずに、グランドをなくせ、ダムは原則抑制すべきと言っているのではないか。これは流域委員会が流域の人々の期待を掘り下げず、無視し、価値観を押しつけていることの顕著なところではないか。極端な自然保護論をかざして、その他の期待を排除するのはおかしい。また、世界的には水が不足していることも忘れてはならない。
- ・ 川は人間の生業と密接不可分の関係にあることから、河川整備の目的は「河川本来の姿に戻す」ことではなく、「川に対する人間の様々な期待を調整し、具現化していく」ことではないか。確かに、自然環境保護や自然生態系の保全・回復は、現代日本において、川に求める大きな期待の一つ、それも全国的に大きな期待の一つであることに間違いはない、だからといって他の期待をないがしろにしてよいことにはならない。だからこそ、河川整備の過程においては、様々な期待の調整が必要になるはずで、具体的には、川を上流から下流までを一律に捉えず、「場」の分化を行い、川に対する様々な期待を具現化していく川づくりが必要ではないか。その手法として「造園の哲学」を取り入れることが有用ではないかと考える。

333 ラブリバー懇談会（猪名川河川事務所より提供）
ラブリバー懇談会にて、懇談会委員からいただいたご意見の紹介
提言について
「『川に生かされた利用』は理解しにくいので、もっと簡単な表現にして欲しい。」

348 寝屋川市 田中基裕氏
河川整備計画は環境偏重、川中心の考え方だけでは理解は得られない。川を創るのは川だけというだけでなく、自然・生き物と人間との調和を考えていくことが必要。環境保全については地域性を加味し、都市部では人間と川本来の環境との調和を目指すべきである。そのためには、周辺地域、住民、自治体とのコンセンサスが必要である。

362 日本野鳥の会 橋本正弘氏
毎日新聞（030407）の「河川敷は貸せん？」の記事に憤りを感じる。今にも河川敷にある野球場や広場が市民からとりあげられるとの意見をとりあげているが、流域委員会が今後20～30年間の淀川の河川整備のあり方を検討する委員会であることを全く理解していない記事である。ゴルフ場や野球場のような排他的河川利用を制限し、河川の生態系を取り戻そうとする流域委員会の「提言」は水質や生物多様性回復のため当然の提言である。

373 琵琶湖を戻す会 高田昌彦氏
「少年野球よりわんど」という新聞記事を見た。まずは、貴会の実績を賞賛したい。長年城北ワンドをはじめ淀川河川敷の水辺で魚（在来種）釣りや生き物の観察をしてきたが、河川公園に変わっていく河川敷をみて生き物としての川に危機感を感じ、姿を消していく在来種に心を痛めてきた。野球は河川敷でなくともできるが、河川の生き物や植物は河川でないと生きてゆけない。流域委員会には河川敷公園を淀川から排除し、本当の「生きた淀川」を取り戻せるよう頑張ってもらいたい。淀川大堰の廃止を含めた堰の運用見直しや、高水敷の切り崩し、低水路掘削による河床低下の改善等々を行い「本来の川の流れ」を取り戻して、都会に流れる生きた回廊を取り戻して頂ければと願っている。

377 日本野鳥の会 京都支部 中村桂子氏
以前、流域委員会の意見にもあったが、流域の中にあらゆるものが立ち入れないような特定地域を定め、守るべき生き物は積極的に護る、という対策を検討頂きたい。4～7月の河川敷、中洲や寄洲、水陸移行帯は野生動物が繁殖のため利用する大切な場所であり、住処となっている。よって、繁殖期の除草、野焼きについては時期をずらす。木津川に生息する野鳥が繁殖できる地域を確保するた

頂いたご意見	
<p>め、地域を定めてその環境整備を早急に試みる（バイクの乗り入れなど河川敷を遊び場にする人が増え、これらが野鳥の繁殖に与える影響は大きい）。</p>	
<p>398 日建設計シビル大阪事務所 高橋正氏 （提言全体に対して）河川と人間との関わりの多様性を許容すべきである。河川と住民との関わりの様態は様々であり、それらの間で調整が図られなければならないが、提言では河川利用の様々な様態について明らかに貴賤をつけていると判断される。なんらかの利用の抑制は必要ではあるが、河川管理者（国家）が個人の持つ価値観を順位付けする事は許されることではないと考える。</p>	



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.5-1 5.1 利用の整備の方針 河川の「利用」は、環境・治水・利水の課題と密接に関係しており、基礎原案においてこれらが「相互に関連していることを十分認識して対応する」とした河川管理者の認識は提言がめざした方向とよく一致している。また、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を河川利用の基本とするとしており、「河川生態系と共生する利用」の普及に役立つものとして高く評価したい。 川を自然に戻す、すなわち川の再自然化は今後の河川管理の重要課題の一つであり、「川が川をつくる」営みの場を川に保証することを「新たな河川利用の理念」として取り組むことが望まれる。 また、河川管理者が利用者の理解を得ながら「河川環境を損なう利用の是正をはかる」ことは、「住民共有の公的財産」を適正に管理するうえできわめて重要である。今後は、既設の施設利用についても河川環境や生態系に悪影響を及ぼすものは、厳に利用を制限するべきであり、これは、大臣管理区間か否かに関わらず、水系の全区域で自治体と協議・連携して取り組む必要がある。 これらの課題に対応するものとして基礎原案で提示している「河川保全利用委員会（仮称、以下仮称を省略）」の設置は望ましい方向であるが、その組織・委員構成の公正・公平性、住民参加、住民意見の反映方法等については今後の流域委員会との連動を含めて重要な課題である。</p>
説明	<p>河川敷の利用については、グラウンドで練習する少年たちの声、それを支える大人たちの声が寄せられました。一方で、川の環境を保全し、再生していくために利用を制限すべきであるとの声も数多く寄せられました。さらに、両者の調和を図る意見も寄せられました。われわれが受け継いだ淀川をよりよい形で、子孫に伝え、持続的に生存し、活動できるためには、人も動物も植物も生態系の一員であることを認識し、生態系を健全にすることが重要と考えています。そのためには、「川でなければできない利用、川に活かされた利用を河川利用の基本とする」との主張を流域委員会として世間に問うべきである、と考えました。この考え方は、決して利用形態に貴賤をつけるものではなく、「本来の川の姿」に立ち返って川の利用のあり方を考えたものです。 この主張を一方向的に押しつけるつもりはなく、これをもとに川の利用について議論が起こり、よりよい川づくりにつながればと考えております。基礎原案によれば、これからは、河川の保全と利用のための委員会が設置される予定です。その場で、よりよい川づくりを目指していければと考えます。</p>

論 点	利用 - 2	水面利用について
--------	--------	----------

頂いたご意見	
	<p>K05-01 井上 哲也氏 琵琶湖淀川水系での水上オートバイクを全面禁止に、プレジャーボートにはエンジン規制、スピード規制、出力規制等を行っていくべきである。</p>
	<p>345 宇治愛鳥緑の少年団 代表 中島愛治氏 子供たちが自然の中で水遊びができる河川空間を整備して欲しい。河川事業が人命尊重を第一に行われてきたことは、日頃から子供たち、親たちに説明している。しかし、このような環境を残すのも大人の役目と考える。宇治川では水遊びの場が少なくなってきており、現在の子供たちは貝や魚をとって遊ぶことができない。</p>
	<p>397 井上哲也氏 ・河川整備計画（第2稿）「2.4 利用 2.4.1 水面、5.5 利用 5.5.1 水面」の滋賀県の2条例に対する認識は誤っており、法令（管理者が裁量を誤らない改正、新規制定も含む）による規制を提言すべきである。水上バイク等の不適切な公共水面の"レジャー"利用について、法令に基づく管理者の裁量の中で禁止せずに利用を容認した上で、滋賀県により制定された「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」の2条例についてはまったく有効に機能しておらず、河川整備計画の第2稿の認識は明らかに誤っている。 ・公共水面の利用に関して、水上バイクについては、法令で"禁止"し、その機能特性をいかした警察、消防、救急、海上保安、防災等の公共サービス活動使用に限定すべきである。万が一"スポーツ"として利用を"許可"する場合においても、排ガス規制を行い、競艇場等、管理可能な"閉鎖海域"での4サイクルエンジン艇の利用に限定すべきである。</p>



流域委員会の考え方	
	<p>p.5-2 5.2.1 (1) 水上オートバイの利用規制 基礎原案で言及された淀川本川での水上オートバイに関する対策の方向性は概ね適切である。 一津屋地区に水域を限定して利用を認める施策は、当面止むをえない措置と考えるが、水道水源の取水口付近やその上流では、縮小または移転する方向で検討するべきであり、基礎原案も同じ方向をめざしている。しかし、基礎原案で移転先の対象としている淀川大堰下流は、汽水域として豊かな生態系が形成されている地区であり、淀川水系では、禁止を含めた検討が必要である。 近年の水上オートバイの急増に伴って、水上事故の増加、水鳥など生物への影響、さらには排ガスによる水質汚染等の弊害が目立つようになり、エンジンの排気ガス基準、船舶検査のあり方、操縦免許の取得・更新の仕組み、遵守事項違反時の行政処分等について、関係機関等と協議して、速やかに法制度の整備に取り組む必要がある。 琵琶湖・瀬田川においては基礎原案に記載された方針で規制をはかるべきである。</p>
意見書での記述	
説明	<p>ご指摘のように、水上オートバイ等、水面利用については、流域委員会でも多くの意見が出されました。水上バイクの燃料等の化学物質による汚染や騒音等は、本来の川の姿を考えると問題といえます。また、水中の生物だけでなく、水鳥への影響も少なくありません。 適正な水面利用を実現するには、様々な手法が考えられます。川を利用する人たちにマナーを守ってもらうことが最良の策ですが、現在の状況を考えると利用者のマナーだけでは対応できない状態と考えますので、意見書では法規制が必要と述べました。</p>

論 点	利用 - 3	河川敷利用について
--------	--------	-----------

頂いたご意見

グラウンド等利用の排除は非現実的

B20-01 龍谷大学 教授 大塚 尚武氏
 グライダースポーツは高水敷に施設を作らず、既存空間を利用するにすぎないので、環境負荷は極めて少ない。流域委員会の基本理念には賛同している。環境に優しいグライダーを楽しむ人たちの道を閉ざすことのないよう、利用実態を考慮し、高水敷利用の記述を見直してほしい。

K03-03 藤田 政治氏
 堤外地のグラウンドを利用している人たちは、堤内地につくりたいが無理なので、やむなく堤外地にグラウンドをつくり利用している。利用するたびに草を引いたり、石を拾ったりして管理を手伝っているにも関わらず、なぜ追い出すのか、という意見が多いが、それに対してどう思うか。

356 財団法人 日本学生航空連盟 関西支部 参事 鷲森 孝信氏
 河川敷の利用に関して新規のものであっても環境負荷の少ないもの、ニーズの高いものに関しては施工方法など環境負荷を最小にする工夫をし、排除ではなく共生できるように配慮してほしい。自然に親しむ活動のためにも、水辺へのアプローチの整備、利便性向上のための駐車場整備（未舗装など）が必要ではないか。また、当連盟では守山市、野洲町と野洲川河川敷にグライダー滑空場の開設について話し合いを続けており、日本では河川敷でしかできないスポーツであり、環境負荷が少なく、河川敷の適正管理にも貢献するものであり、河川敷利用のもう少し柔軟な対応を検討いただきたい。

370 泰野サッカー少年団他 14 団体
 都市化の進んだ猪名川沿川では河川敷は貴重な空間であり、次代を担う子供達にサッカーを通じて学校では学び得ない貴重な経験を与えるべくボランティア活動をしている。自然を大切にすることはもちろん、その空間を利用して子供達に活動の場を与える事も重要な大人の責務である。グラウンド利用の排除という提言について、再考願いたい。

398 日建設計シビル大阪事務所 高橋正氏
 （「提言」の各論に対して）高水敷利用について、「提言」では高水敷のグラウンド、ゴルフ場について、新規の整備は認めず、長期的には堤内地に戻すことを目標としているが、堤内地の過密な土地利用状況、現在の利用が自然地区、野草地区、施設地区等ゾーニングの計画秩序の下、整備が実施されていること等を勘案すると、「提言」は非現実過ぎる。

424 池貝浩氏
 自然生態回廊の形成による河川敷の保全と利用の適正化に関する提案
 淀川への住民の期待はスポーツを含めて多様である。社会資本整備審議会でも、スポーツを含めた河川の多様な利用を支持している。河川敷グラウンドの廃止や堤内地への移設は困難であり、河川敷のグラウンド利用を認めながらも、自然生態回廊の形成を図ることによって自然を回復していくことは可能である。以上のことから、基礎原案 4.5.2 河川敷(1)利用の「現在の利用形態を見直し・・・いくことを基本とする」部分を、「現在のゾーニングを見直し、堤内地での代替が困難なグラウンド等の一定の利用を認めつつも、ワンドの再生等による自然生態回廊の形成を図ることによって、自然により配慮した河川敷の保全と利用の適正化を進める」に改めることを提案する。

425 平山秀行氏
 「基礎原案」に対して意見を述べさせていただくと、河川敷がグラウンド等に利用されてきた背景には、経済活動の活発化に伴う人口集中が根底にあり、沿川自治体においても多様化する住民ニーズに即した運動空間の確保が困難になってきた事がある。河川敷グラウンドを利用する少年スポーツ団体は、周密な都市内に残された貴重な空間を利用して、スポーツを通して学校教育では得られない子供たちの情操教育に寄与していると自負している。今後、「河川保全利用委員会」が設置され、河川敷利用について判断されるとなっているが、根本的な考え方が「本来堤内地にあるべき施設は将来的に排除していく」であり、社会全体の動きや地域の状況を視野に入れない狭い考え方には同意しかねる。河川は聖域というような考え方を基本にするべきではなく、河川も都市生活の一部を形成する施設であるとの認識のもとで、グラウンド等の利用に理解を示していただきたい。

河川敷利用はまちづくりと一体化して検討すべき

348 寝屋川市 田中基裕氏
 子供の非行防止、身体の健全確保に役立っている公園利用を排除するのは問題である。住民ニーズもある。河川にある公園面積を確保することは不可能であり、地域の全体調和で検討すべきである。

頂いたご意見	
<p>364 ラブリバー懇談会（猪名川河川事務所より提供） ラブリバー懇談会にて、懇談会委員からいただいたご意見の紹介 「河川敷の利用について、川でなければできないという観点について、各市町のまちづくりの中で議論されるべきではないか。」</p>	
河川敷の保全是重要	
<p>315 佐川克弘氏 ゴルフ場廃絶計画について「提言」にある「長期的には堤内地に戻していくことを目標とする」は全くそのとおりである。アスファルトで固められた環境で生活する今の子ども達には外来種が優勢となっている高水敷でさえ「天国」であり、「文字通りの野草広場」を取り戻してやりたいと願わずにはいられない。未来を担う子供達のためにゴルフ場廃絶計画の具体化に力を貸していただきたい。</p>	
<p>422 京都哺乳類研究会 氏名不詳 私は哺乳類を研究している。哺乳類保全の観点からみると、河川ではゴルフ場や野球場、遊歩道の整備のため灌木や木が刈り払われてしまい、哺乳類が身を隠す場所や巣場所、食物をとる場所がない。また、中・下流にかけて都市化が進み、哺乳類が移動できる回廊として連続した緑地が残されているのは河川とその周辺のごく狭い範囲になっている。ある程度連続した環境が残されている部分では保全を、失われた部分ではそうした環境の創出を是非お願いしたい。</p>	
その他	
<p>K03-05 藤田 政治氏 河川利用委員会について、河川管理者はその中身（内容、メンバーの方針）を早く出してほしい。</p>	
<p>401 佐川克弘氏 （9/5 付「基礎原案」に対する意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訂正案（p.82 1.6 生態系）：ツル性植物や樹木の繁茂が見られ、河川特有の植生が減少しているだけでなくグランド、ゴルフ場などのため孤立・分断化されている。（下線部追加） ・淀川環境委員会は、河川環境の整備と保全に一定の役割を果たしてきたが法的にはあいまいな存在である。河川法第 16 条の 2 に基づき、淀川水系の指定区間外区間（大臣管理区間）を対象に定める河川整備計画において明確に位置づける必要がある。また、「淀川河川公園基本計画改定委員会（仮称）」、「河川保全利用委員会（仮称）」と淀川環境委員会とをどのように関連させるのか不明確である。P.26「4.5.2 河川敷」の「個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関や住民等の意見を聴く」のはどの委員会になるのか、これも不明確である。 ・「4.5.2 河川敷」において「本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする」としていることは評価できる。「5.2.1 河川形状」において高水敷の連続性の回復の視点が欠落していることは看過できない。「淀川河川公園基本計画改定委員会（仮称）」が正式に設置される以前に「整備する範囲は河川敷占用許可準則にのっとり、堤防法先および低水護岸法線からそれぞれ 20mの範囲を除いた高水敷」とされているのを最低でも「堤防法先から 20m、低水護岸線から 100m」と明文化すべきである。 	



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.5-3 5.2.2 (1) 1) 「河川保全利用委員会」 基礎原案では、河川敷の整備にあたっては、利用者の理解を得ながら「河川環境を損なう利用の是正をはかる」としている。また、学識経験者および自治体からなる「河川保全利用委員会」を地域ごとに設け、住民から広く意見を聴き、個々の案件ごとに判断する、としていることは概ね適切である。同委員会では占用許可施設以外の利用、例えば堤外民地、自由使用のグラウンドなどスポーツ施設などについても審議の対象とするべきである。委員会の委員構成、住民意見聴取方法、審議の日程・内容・結果等に関する情報は公開する必要がある。 また、一部利用者による排他的利用については厳しく抑制するべきであるが、その具体的検討は「河川保全利用委員会」の今後の重要課題である。</p>
説明	<p>流域委員会は、河川管理者が「本来、河川敷以外で利用するものについては基本的に縮小する」としていることを提言に沿うものとして評価しています。しかし、現状において、多くの人たちが河川敷を利用し、これからも利用したいと願っていること、さらには、現在利用され</p>

ているものについて、すぐに代替地を確保することは現実面で困難があることも理解しています。基礎原案によれば、河川保全利用委員会で個別の案件ごとに具体的な検討を行っていくことですので、基礎原案で示された方針を守りつつ、河川保全利用委員会で適切な判断がされることを期待します。

論 点	利用 - 4	舟運について
--------	--------	--------

頂いたご意見	
400	<p>福本和夫氏</p> <p>説明資料(第1稿)を読んで、舟運復活のために行う淀川大堰開門の開削が今後百年に亘り淀川の河川環境の大きな破壊に繋がる工事になるのではないかと心配している。大堰開門が開削されれば淀川の環境にとって防ぎようのない大問題を発生させる。開削によって生ずる以下の問題点について検討いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上水、水源の汚染。レジャーボート、ジェットスキー、貨客船の増加による淀川の汚染。 ・レジャーボート、ジェットスキー等の増加による騒音の発生。 ・地震等災害時に舟運ルートとして機能できるか。阪神淡路大震災時の神戸港の惨状からも明白なように、開門の巨大な鉄扉がM7以上の地震に耐えて機能し、開閉が可能かどうか非常に根拠にとぼしい。 ・水運の復活と観光汽船会社の営業持続は困難。 ・船舶航行の無法状態は必ず起きる。H12年11月に東京荒川で小型タンカーとレジャーボートの死亡事故が起こった。淀川でも開門開削により荒川下流域の現状と類似してくる。



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.5-4 5.2.3 舟運</p> <p>大規模災害発生により陸上交通が途絶したとき、緊急物資の輸送などに舟運は有効であるが、航路確保・維持のための河床掘削や水制工設置などの大規模改修は河川環境への影響が懸念される。このため、舟運復活に関しては河川環境への影響を踏まえ、総合的かつ慎重な検討が必要である。</p> <p>すでに「淀川舟運研究会」、「淀川大堰開門検討委員会」が設立され検討が行われているが、より徹底した情報公開、「淀川環境委員会」との情報交換、環境保全に関わる学識経験者、住民・住民団体の参加による総合的な検討を行う必要がある。</p>
説明	<p>基礎原案に示されているように、大規模災害時における、陸上輸送の代替路として、舟運に期待される面は確かにあると考えます。しかしながら、上下流をスムーズに航行できるためには、喫水確保のための河道整備や関連施設の新築・改築が必要になり、これらについては、環境に与える影響も大きなものとなることが予想されます。このため、舟運については、総合的、慎重な判断が必要と考えています。なお、流域委員会の検討の中でも川に親しむ観点などから、舟運の復活を支持する意見も聞かれました。</p>

論点	利用 - 5	違法行為の是正
----	--------	---------

頂いたご意見	
354	西尾毅氏 毎朝、桂川サイクリングロードを走っているが、堤外地の河川敷に個人農園、鉄骨屋、製材所、石屋、建設重機置き場、大規模な温室等が堂々と居座り、軽トラックも走っている。市民共有の空間であり、災害予防上も問題である。このような現状を行政はなぜ放置しているのか疑問を感じる。
387	氏名不詳 木津川は、最近違法耕作が大変増えている。木津川は私有地の問題など複雑なのは解るが、早急に対処してほしい。木津川の砂辺はコアジサシの繁殖の場である。以前から問題解決していない。



流域委員会の考え方	
意見書での記述	p.5-4 5.2.2 (2) 違法行為の対策 (違法行為の対策については)基礎原案に述べられているように計画を立て、かつ関係機関、自治体と連携して早期に対策を実施するべきである。
説明	河川敷における違法行為については、他に人が利用できないこと(独占的使用)、農薬などが川を汚すこと、工作物などが洪水の時に流れを妨げ危険なこと、などの面から早急に是正すべきだというのが流域委員会の考えです。川は生き物を含めたみんなのものです。厳正に取り締まりを行うことを期待しています。

6 維持管理

論点	維持 - 1	ダムの撤去
----	--------	-------

頂いたご意見

Y23-04 岸 洋介氏
ダムの撤去についても、ご検討頂きたい。

流域委員会の考え方

意見書での記述	<p>p.6-2 6.2 (1) 2)堤防護岸以外の河川管理施設 水閘門・堰・排水機場・樋門等については「老朽化」のほかに、操作員の高齢化、人材確保に関する問題もあり、自動化に向けた検討を期待する。また、ダムの老朽化について、撤去も含め慎重に検討する必要がある。</p>
説明	<p>すべての構造物には寿命があるものと考えています。これまで、永久構造物とされている施設に関して役目を終えた後の処理方法についてはほとんど考えられていませんでした。今すぐ、撤去の対象となるようなダムは淀川水系にあるわけではありませんが、既存の施設についても寿命が来たときの対策をどうするかについて検討していかなければならなくなってきていると認識しています。</p>

論 点	維持 - 2	樹木の伐採と管理
--------	--------	----------

頂いたご意見	
	<p>K03-04 藤田 政治氏 河道内樹木について、現状の課題および整備方針では「対策を図る」と記述しているのに対し、実際の整備内容では「地域住民、環境保護団体等の意見を聞き…」となっている。整備方針で伐採を強く認識しているのであれば、環境保護団体等の意見は聞く必要がないのでは。</p>
	<p>364 ラブリバー懇談会（猪名川河川事務所より提供） ラブリバー懇談会にて、懇談会委員からいただいたご意見の紹介 「河川敷の木の伐採は流域住民の賛同を得て行うとなっているが、現地に行って初めて現状を知ることが多い。事前に情報公開が必要である。」</p>



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.6-2 6.2 (3) 1) 樹木の伐採と管理 環境配慮については、生物の生息・移動環境を保全するため、河畔林や樹林帯との連続性を考慮した管理を行うべきである。 環境配慮の視点に立っても、治水上支障となる樹木の伐採は必要であり、どの程度、樹木が存在すれば、洪水時の疎通能力を阻害するかを明確にして実施するべきである。</p>
説明	<p>河道内樹木については、洪水時の疎通能力を低下させるため、治水上は問題と考えています。基本的には伐採せざるを得ないと考えます。ただし、景観に配慮し、支障がない部分を明らかにした上で行うことが重要と考えています。その際には、樹木の伐採について、必要性や配慮事項などについて、事前に説明し関係者に理解頂くことが基本であると考えます。</p>

論点	維持 - 3	河川内のゴミ対策
----	--------	----------

頂いたご意見

334 松山征勝氏

- ・淀川右岸・塚本から淀川大橋までの堤防と下の道路が一方通行になっているが、車や廃棄物の捨て場になっており、地元とも相談の上で非常時のみの通行にしてはどうか。
- ・市民の憩いの場とするとともに、環境浄化の目的で少しでもゴミを捨てなくなるように、淀川で羊を飼育してはどうか。



流域委員会の考え方

意見書での記述	p.6-3 6.2 (3) 4)河川内ゴミ等の処理および不法投棄の防止対策 ゴミ処理、不法投棄の防止については、河川整備における緊急の課題として実施するべきである。日吉ダムでは、日吉町がとくに条例を制定してこの問題の積極的な取り組みを行っているように、関係機関との協議連携のうえ、効果的な対策が速やかに実施されることが望まれる。
説明	本来は基本的なマナーの問題かもしれませんが、もはや放置できる状況にありません。厳正な取り締まりを実施して行くことが必要であると考えております。

7 ダム

論 点	ダム - 1	ダムに対する基本的考え方
--------	--------	--------------

頂いたご意見		
「原則としてダムは建設しない」という提言		
R20-02	箕面市議会議員 増田 京子氏	今回河川管理者から説明されたダムの見直し案には流域委員会での 2 年間の議論が反映されていない。
R21-05	大阪自然環境保全協会 新保 満子氏	先日、奈良県の大滝ダムで湛水試験中に周辺地域の地盤に亀裂が入って問題となったが、何が起きるか分からないのがダム建設だ。有識者等の意見を聴きながら住民とともに、本当にダムが必要なのかどうか、慎重な討議をお願いしたい。
R22-01	畑中 尚氏	川上ダムのすぐそばで、ダムの水面よりも低い位置に団地が建設されている。ダムが人間の生存を脅かしかねない状況に不安を感じている。治水・利水・環境も含めて、ダム建設の目的について真剣な議論をお願いしたい。
B25-03	千代延 明憲氏	流域委員会の提言のダムに関する記述を、委員会の意見としてしっかり意見書の中に位置付けて欲しい。
R25-03	千代延 明憲氏	ダム問題について、基礎原案では「調査検討」となっており、意見書では評価できないと思うが、調査検討をできるだけ早めていただきたい。その検討結果についても、流域委員会の提言や意見書に十分沿ったものであるかどうか、最後までよく見守っていただきたい。
325	前川協子氏	淀川水系流域委員会 提言(案)(021129 版)について p.4-18 4-6 ダムのあり方については、原則的に良識的な提言であるが、問題のある進行中のダム(余野川、安威川、川上)については、社会情勢の変化に伴う中止を提言すること。
331	西村賢二氏	流域委員会でのダム建設に関する議論は、ヒステリックなダム叩きの社会現象を見ているようである。公共事業を行えば、必ず大なり小なりの環境破壊・喪失は免れ得ず、トレードオフの関係にある。治水・利水計画の策定に当たっては、水系を一貫とした全体計画にあって、個別事業の採択は地域の特性や各種の整備方法について評価を行い、その採択基準を明確にすれば問題はない。部会を経るに従い、ダムに関して厳しい内容に変化している。個別には、余野川ダムは流域外貯留ダムであって上下流の連続性を遮断するものではなく、溜池に相当する計画と考えられる。丹生ダムにおいても、湛水がほぼ川上まで及ぶことから前者と同様であり、むしろダム建設によって新たに創出される景観と生態系を如何に望ましい方向へ誘導するかの総合的な技術の議論があって良いのではないかと、本事業の進展度から考えて思う。
335	高時川治水対策促進協議会 会長 北村又郎氏、湖北土地改良区 理事長 酒井研一氏	流域委員会に対して、様々な意見が自治体や一般から提出されているにも拘わらず、それらの意見が流域委員会の提言に反映されていない。提言の論議はダムを基本的に否定するような極端にダム反対論者の主張となってしまう、広い視野を欠いた内容である。
335	高時川治水対策促進協議会 会長 北村又郎氏、湖北土地改良区 理事長 酒井研一氏	ダム事業は、地域社会や自然環境に及ぼす影響が大きく、関係者の調整に極めて長い年月が費やされる。このような事情にも拘わらず、ダム事業が存在している理由は、そのダム事業が必要だからである。河川管理者は、その必要性を明確に示す責任がある。
346	永末博幸氏	「提言」のダムに関する記述「住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合に限り建設するものとする」との表現に疑問を感じる。当事者である地域住民の意向を代弁する地元自治体や同議会等の判断、合意形成がないがしろにされ、NPOなどの住民団体がダム建設の是非を判断するような印象を与えている。必要なダムも建設できないような事態を招くことを懸念する。
369	姉川水系漁業被害対策委員会 委員長 鳥塚五十三氏	・第 21 回委員会で、近畿地方整備によるダムに関する説明で、流域委員会の提言とは反対に 5 つの

頂いたご意見

ダムは必要との方向が示されたことを歓迎する。委員会ではダムを作ること自体が悪い事のようになっているとの印象をうけた。

- ・ダム問題に関しても、仮にダム建設を行った場合の運営に関しても、詳細により深く水及び周辺流域に関する影響と環境問題を議論し専門分野からの提言がなされていくのも1つの流域委員会の形ではないか。
- ・ダム建設の付帯工事に既に莫大な費用を投入している段階でダム本体工事だけを残して流域委員会に諮るのは矛盾している。調査検討に更に年月をかけるのは遺憾である。ダムに関する例題であれば全国に沢山あるので、よりよい物を用いる方法もあるはず。琵琶湖そのものがダム化して稼働している状態の今日、早急に水環境の改善を出来ることからやっていくべきである。

398 日建設計シビル大阪事務所 高橋正氏
提言全体に対して

- ・ダムは原則として建設すべきでないとの判断は、先見的に結論ありきの感が否めない。あらゆる土木事業は環境へ影響を与えるのであり、得られる効用との比較によって事業の可否を判断するのが原則である。ダム建設による効用をあきらめ、ダム建設を中止するとの立場に立つ場合、流域委員会には次の点について説明責任があるのではないか。
 - ダム建設による下流河川の水質や水温への影響の程度、その緩和対策の効果と限界性
 - 魚介類移動の連続性遮断について、淀川水系をマクロに見た場合の、魚介類現存量の空間的分析とその時間的変動、各種毎の移動区間、距離、天然の移動障害存在の有無と存在位置、障害の程度、魚道等の補償施設建設の効果と限界性
 - 取水口、放流口間の河道流量の減少について、事業中、計画段階でのダムでの具体的問題の程度
 - 安定的な放流操作によって流水の攪乱機能を喪失、現実のダムにおける放流操作の実績の検証
- ・新しい時代に応じて、新しい理念のもと、社会基盤施設の備えるべき機能と維持管理のあり方、新しい位置づけの検討こそが流域委員会に求められている。21世紀の社会について、ストック型文明からフロー型文明へ転換すべきであるとの主張（東京大学：松井孝典教授）があるが、我々の利用可能なフロー型資源は、太陽エネルギー資源以外では水資源が代表例である。これを活用するには、水循環を制御するインフラが必要であり、21世紀は、利水、治水、エネルギー活用はもとより、総合的な水資源活用を制御するための基盤施設としてダムを位置づけるといった考えがあつてよいのではないか。

399 大阪弁護士会 赤津加奈美氏、針原祥次氏、伊藤寛氏、和田重太氏、中島清治氏
説明資料（第2稿）について

- ・十分な見直し作業が終わるまでは本体工事を行わないと明言していることは評価しうる。
- ・しかし、「提言」に沿った場合、ダム以外に実行可能で有効な方法が無いことが客観的に認められるよう十分な根拠付けが必要であることに対し、「説明資料」では根拠が薄弱である。また「提言」の「住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合」については全く触れられておらず、提言の内容より後退している。
- ・ダムに頼らない治水を少なくとも重要な選択肢の一つとすることは、もはや世界的潮流となっているが、河川管理者は現在に至るまで、ダムに頼らない治水対策（建築物の移動・底上げ及び耐洪水化、洪水被害の可能性のある地域における政府等による土地所有権ないし使用権の取得等）を検討した上で、それに係る費用及び効果を分析し、ダム案における費用及び効果と対比するといった努力を一切していない。あらゆる実現可能な案についてその費用及び効果を緻密に分析し、それを議論の資料として提示すべきである。

399 大阪弁護士会 赤津加奈美氏、針原祥次氏、伊藤寛氏、和田重太氏、中島清治氏

- ・説明資料（第2稿）では、「5具体的な整備内容」において、調査検討内容として、すべてのダム事業について「有効である」旨を表明しているが、まず、必要性を十分に吟味した上で、仮に必要性が認められた場合、どの程度の対策が必要かを明らかにし、その上で考えうるすべての実行可能な代替策を十分検討し、ダム以外に実行可能かつ有効な方法がないことを明らかにすべきである。
- ・河川管理者に対して判断形成過程を明らかにすることを求め、徹底した説明責任を負わせた提言の趣旨に合致しているとは言い難い。「最終案だけではなく、設定した複数の代替案について評価結果など計画策定の判断過程に関する情報を検討過程も含めて公表する」との提言に対し、例えば、説明資料で記されている、「狭窄部上流の浸水対策や既存ダムとの間において利水容量振替の検討」の前提となる治水容量の判断について、根拠及び判断の妥当性について具体的検討結果が明らかとなっていない。

409 日特建設 株式会社 鎌田忠則氏

- ・「提言」の「ダム建設の原則中止」の考え方の背景には、「環境がベースにあつてその上に治水、利水、利用が行われる」という考え方がある。環境基本法は環境への負荷の少ない健全な河川管理へ

頂いたご意見
<p>向けて治水、利水、河川環境の統合を図ろうとしている。「初めにダム反対ありき」では、環境基本法や河川法一部改正の理念に沿った考えとは思えない。ダムも選択肢の1つであり、ダム無しも代替案の一つとして考えるべきである。</p> <p>・技術者の課題：「生物多様性の保全」の考え方をダムに関わる新しい環境技術として積極的に創造していくことが強く求められている。ダム建設の原則中止の考え方は、環境技術の進歩発展の手を縛ってしまうことになり、技術立国の我が国にとっても、成長が期待されるアジア諸国の環境技術にとっても大きな損失と考える。</p>
<p>ダムと環境</p>
<p>R26-04 森本 博氏 20～30年経ってはじめてあらわれてくる環境への影響を考慮して、ダムの調査・検討を進めて頂きたい。</p>
<p>327 水と緑の会 浜田憲和氏 コンクリート・ダムは、造るための森を壊す。そこに人造ダムを造れば、水は腐るだけである。腐った水に消毒薬を入れて飲ませられるのは、まっぴらである。</p>
<p>329 三野明生氏 大金をつぎこんでダムをつくる必要があるのか。自然をコントロールしようとするのではなく、自然を守ろうとしてほしい。ダムってそんなに大切ですか。</p>
<p>383 元高校教諭 岡村隆徳氏 今までの水利事業の問題点：これまでダム、砂防ダム、堰等は土砂の堆積により機能が低下し、流れの遮断、落差などにより魚の回遊の支障となる等、問題がある。</p>
<p>ダムと治水</p>
<p>R27-01 畑中 尚氏 意見書ではダムについて「中止を選択肢の一つとして」と述べるに留まり中止を明言していないことに物足りなさを感じた。森林の整備など管轄が違うために河川管理者だけではできないことに関する方向性を示し、ダムに依らない抜本的治水を考えてほしい。</p>
<p>ダムと利水</p>
<p>Y22-02 千代延 明憲氏 これまで河川管理者は自治体や水道事業者の要求に応えてきたが、今後は、水需要には応えられない、河川環境にもこれ以上の負荷はかけられないからダムはつくらない、といった姿勢に転換してほしい。</p>
<p>348 寝屋川市 田中基裕氏 環境への配慮から「原則ダムを作らない」とするのは疑問である。自然流下で確保する分、ダムで確保するのが妥当な分を示して必要な整備を行うべきである。水がなければ人は生きられない。節水社会の構築を目指すものの、自然流下の水がよいが河川勾配が厳しいため、次善の策を取りながら利水の確保を確実に行うことが必要である。</p>
<p>349 野添清霞氏 「提言」は、「ダム不要・利水は充分」といった風潮に迎合しているように見受けられる。水は生命の水である。ダム建設や利水に必ずしも社会的合意が必要か。委員は専門家として、広い、高い、先見性（ダムの完工9～10年）をもってナビゲーターの役割を果たしてほしい。住民合意、ダム不要、利水は十分に安住して良いのだろうか。</p>
<p>関連工事の中止</p>
<p>I17-02 前川 謙二氏 提言の内容を受けて、計画・工事中のダムの計画が見直されるのであれば、その方向がはっきりするまではダム建設の工事をストップさせるという保証がほしい。整備計画を議論している間にどんどん工事が進んでしまうことがあれば、流域委員会の議論が無意味になってしまう。</p>
<p>312 尼崎市議会議員 丸尾牧氏 猪名川部会の提言（案）について、p4～17、4-6ダムのあり方の中に「計画・工事中のダムについても新規ダムに準じた取り扱いをするものとする」という文言をいれるべきである。ダムが必要ないという判断（結論）になるのならば無駄な工事と環境破壊が判断（結論）が出るまで続けられることになる。こんな無責任な事はやめるべきである。</p>

頂いたご意見	
その他	
	<p>B24-03 藤田 政治氏 琵琶湖部会ダム班の意見素案(第24回琵琶湖部会(03/07/18)資料2-2、p.1)の論点1について、「琵琶湖総合開発特別措置法と改正河川法の関係が不明確」とあるが何が不明確なのか、「ダム計画は当該地域の連綿と続いてきた歴史の破壊」とあるが何の破壊なのか、説明してほしい。ダム計画を敵視しているのではないかと思う。</p>
	<p>R26-03 畑中 尚氏 本日の委員会で「ダム建設中止」の方向が出されると期待したが、違った。ダムが建設しないと決ってから、代替案が出てくる。ダムに関する調査・検討をいたずらに長期化せずに、早期に結論を出して頂きたい。</p>
	<p>314 佐藤守男氏 ダム建設に関し考慮頂きたいこと：現在、国の台所が非常事態、破局に突き進んでいる事態のもとで、緊急性のないもの、問題が多く指摘されているような事業は当然、凍結・延期・中止を考えるのが国民の常識である。ダム建設には自然環境・治水・利水の点で多くの問題点が指摘されていることから、当然中止を考えるべきであり、仮に作るとしても国の財政が国債依存から脱却する状態まで凍結すべきである。</p>
	<p>351 内藤一夫氏 日吉ダム直下流の地区に住んでいるが、これまで床上浸水6回、床下浸水10回以上の洪水被害を経験しダムの安全性や下流への影響に関心を持っている。水には功罪がある。この水を利用して大企業や国が金儲けをするのはおかしい。自然の水の所有権は流域住民にある。 ダムについては貯水池内堆積物による水質悪化の問題があるが、「現状」、「問題点」、「問題点の背景とその本質」、「住民の要求」、「改善対策」について討議したうえで、さらにその対策の実行可能性まで検討することが重要である。</p>
	<p>364 ラブリバー懇談会(猪名川河川事務所より提供) ラブリバー懇談会にて、懇談会委員からいただいたご意見の紹介 「一庫ダムについては、異常湧水時における消防用水の確保が課題である。」</p>
	<p>426 社団法人 大阪自然環境保全協会 新保満子氏 脱ダムネット関西では基礎原案にかかるダムに関する対案を作成した。 庶務注：脱ダムネット関西より「基礎原案に係るダムに関する対案」が寄せられました。長文のため掲載を省略しています。環境、治水、利水の面からダムの代替案について具体的な検討と提案がなされています。</p>



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p. 7-1 7.1.1 ダム計画の方針 流域委員会は、ダムの役割を十分認識し、その建設を全面的に否定するものではないが、とくに慎重な審議を重ねた結果、提言では、自然環境および地域社会へ及ぼす影響が大きいと、計画・工事中を含め、新たなダムは「原則として建設しない」とし、建設が容認されるのは「考えるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎる」とした。 一方、基礎原案では、「ダムは、水没を伴い、河川環境を大きく改変することも事実である」としながら、治水および利水面の有効性、維持流量の補給といった利点のほかに、琵琶湖の水位調整に役立つという環境面での利点を新たに加え、「他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討したうえで、妥当と判断される場合に実施する」としている。 この方針に見られるように、「他の河川事業にもまして、より慎重に検討する」としたことは正しい姿勢と評価できるものの、「妥当」の判断のなかに、提言に示した「社会的合意」が欠落していることは、重大な不備である。また、一方の環境を改善するために他方の環境を犠牲にする「環境振替」が真の利点になるかについては議論の余地がある。</p>

	<p>基礎原案では、事業中のいずれのダムについても「調査・検討」を継続するとしている。調査・検討を継続することは概ね適切であるが、調査・検討が長びく場合は、適宜、検討経過とその内容を公表する必要がある。</p> <p>代替案については「さらに詳細な検討を行う」としているが、既存計画の抜本の見直し、すなわちダム計画を中止することを含む幅広い検討が必要である。</p> <p>現在、ダム建設を理由として河川整備等がおざりにされるなど種々の問題があり、速やかにダム事業の「調査・検討」の結論を出す必要がある。</p> <p>なお、「調査・検討の間は地元の地域生活に必要な道路や、防災上途中で止めることが不適当な工事以外は着手しない」としたことは適切な選択として高く評価する。</p> <p>基礎原案では、現在事業中の5つのダム(新規4、再開発1)について、治水面などの有効性を示しているが、「代替案に関してさらに詳細な検討を行う」、「環境等の諸調査を行う」、「土砂移動の連続性を確保する方策の検討を行う」、「利水について水需要の精査確認を行う」などの調査・検討を継続するとして、いずれのダムについても結論が先送りされている。</p> <p>結論からいえば、以下に示す検討により、事業中のダムについては、治水面の有効性が認められるものの、限定的であり、建設に伴う自然環境への影響が大きい。さらに、ダムの有効性として新たに追加された環境振替ならびに利水の振替については、論理性ならびに同等性に問題がある。</p> <p>したがって、事業中のダムはいずれも、中止することも選択肢の一つとし、提言の趣旨を尊重した抜本的な見直しが必要である。</p>
<p>説明</p>	<p>淀川水系では、治水・利水・発電などを目的として多くのダムが建設され、これらがわたしたちの生活に大きな役割を果たしてきたことは事実です。しかし、ダム建設そのものが、ダムサイト周辺の地域社会の崩壊、河川水質の悪化、土砂移動の遮断、流量変動の平滑化等の河川・湖やその水辺を生息環境とする生物にとって好ましくない影響を及ぼしてきたことも事実です。</p> <p>このため、提言では、今後は「原則として建設しない」としました。ただし、「ダムはすべてダメである」というのではなければ、もちろん「ダムありき」でもありません。流域委員会のスタンスは「できるだけダムは避けよう」ということですが、あらゆる代替案を検討した結果、他の手段がないことが客観的に認められるとともに、社会的合意が得られた場合には「最後の手段として建設することもあり得る」ということで、このことは提言および意見書で一貫して示してきました。</p> <p>琵琶湖・淀川水系では、現在5つのダムが事業中です。しかし、いずれのダムについても、意見書に示しましたように、その有効性について不明の要素があり、それらを明らかにすることを河川管理者に要求しています。</p> <p>流域委員会は河川管理者が策定しようとしています河川整備計画「原案」に意見を述べるのが役目であり、原案を策定するのはあくまで河川管理者です。原案の前段ともいえる「基礎原案」では、事業中のダムにつきましてはすべて「調査検討中」とされています。したがって、調査検討の結果が出された時点で、改めて意見を述べたいと考えています。</p>

論 点	ダム - 2	ダム計画で示された環境振替
--------	--------	---------------

頂いたご意見	
321	佐川克弘氏 国土交通省が” 今後、随時変更していくもの ”との前提で「説明資料(第1稿)」を発表した。そのダム計画の方針のなかに、琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響、を”留意”するとある。ダムは、・魚類等の遡上や降下が容易でなく、・自然流況で水が流れず、水位変動や攪乱が減少し、・水質を悪化させ、・土砂移動の連続性が妨げられ、・水温も下流に影響を与える、など生態系に悪影響を及ぼす問題が多い。生態系を守るため、生態系に悪影響を及ぼすダムを整備する、という支離滅裂な論理を撤回し、”随時、変更して”いくべきである。
399	大阪弁護士会 赤津加奈美氏、針原祥次氏、伊藤寛氏、和田重太氏、中島清治氏 琵琶湖の水位低下による生態系への悪影響の解決手段としてダム建設を考慮すべきではない。一方の生態系保護のために、他の生態系を破壊する可能性の極めて高いダム建設を検討すること自体不合理である。



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.7-1 7.1.1 ダム計画の方針 提言では、ダム建設を計画する者の情報公開と説明責任を果たさなければならない事項を挙げたが、さらに次の事項についての説明が必要である。 第1は「環境」である。「環境振替」の論拠の問題がある。 基礎原案では、ダム建設の目的に「環境面での利点」を新たに追加している。例えば干潟問題にみられるように、ある場所での環境面のマイナスを、止むをえず別の場所でのプラスで補おうとすることはあったが、既述のようにこの考え方には議論の余地があり、「一方(琵琶湖)の環境を改善するために、他方(丹生ダム)の環境を悪化させる」ことを利点とする論拠を示す必要がある。</p>
説明	<p>5つの事業中のダムに関する結論が河川管理者から出されていない現段階では、調査検討の過程において明らかにすべき項目を意見書の中で示すことが重要と考えました。このため、意見書では、基礎原案において事業中のダムについて示された有効性の根拠も含めて、調査検討すべき点ならびに明示すべき論拠を挙げています。 意見書では「環境振替」「治水」「利水」「社会性・経済性」の4つの観点から明示が必要な事項を記しました。 一つ目は「環境振替」です。環境保全のための水確保策としての有効性が挙げられているダムがあります。意見書では、ダム建設による環境破壊をしてまで、別の地域の環境保全を行う必要性和有効性を明らかにすることを求めています。</p>

論点	ダム - 3	ダムと治水
----	--------	-------

頂いたご意見	
C01-01	大阪自然環境保全協会 新保 満子氏 基本高水流量がどのような論拠に基づいて算出されたのかにまで踏み込んだ審議をお願いしたい。
R20-01	大阪自然環境保全協会 新保 満子氏 河川管理者より提示されたダムの見直し案は、「ダムは原則建設しない」という提言に基づいて考えられたものではないと感じた。「ダムが必要である」という結論に誘導する見直し案である。見直し案では、各治水計画における基本高水を見直して、原則ダムを建設しないという提言から出発する見直し案のシミュレーションを行うべきである。
R27-01	畑中 尚氏 意見書ではダムについて「中止を選択肢の一つとして」と述べるに留まり中止を明言していないことに物足りなさを感じた。森林の整備など管轄が異なるために河川管理者だけではできないことに関する方向性を示し、ダムに依らない抜本的治水を考えてほしい。
323	脱ダムネット関西 余野川ダムをはじめとした各ダムの治水計画では基本高水を極めて過大に設定した、洪水の実態とかけ離れたダム計画が作り挙げられている。「ダムのあり方」にはこうした旧来の手法を根本的に見直し、また、対象各ダムの治水計画も実態に沿うように精査したうえで、根本的に見直し、さらに、ダム建設を極力避けるための総合治水を導き出す旨を明記するよう要請する。



流域委員会の考え方	
意見書での記述	p.7-1 7.1.1 ダム計画の方針 第2は「治水」である。「計画高水」と2つの「優位性」の問題がある。 まず、計画高水として用いられる確率洪水は、その算定に用いられる計画規模(年超過確率)・引き伸ばし率・カバー率のそれぞれに曖昧さがあり、過大であるとの批判がある。一方、既往最大洪水を用いると、曖昧さは解消されるが、偶然性に支配され、社会的重要度などが無視される。計画高水としてこれら2種の洪水の特性ならびに当面对象とする洪水規模の採択理由を説明する必要がある。
説明	ダムは、計画規模までの洪水に対しては、治水効果を発揮します。しかし、計画規模を超える洪水(超過洪水)に対しては有効性が小さくなります。 したがって、いかなる大洪水に対しても被害を回避軽減するためには、河道改修やダム建設などによる河川対応だけでは不十分で、土地利用規制や避難誘導などの流域対応を併用する必要があります。とくに河川対応につきましては、破堤による壊滅的な被害が頻発しています現状から、例え越水することがあっても、破堤しないように堤防を補強することを最優先事項とすることが重要だと考えています。 なお、河川整備計画の基礎となる基本高水につきましては、過大であるとの批判が一部にありますが、客観的な論理性があります。この問題につきましては、意見書で述べていますように、パラメータの選定理由と選定結果を分かりやすく説明する必要があると考えています。

論 点	ダム - 4	ダムと利水
--------	--------	-------

頂いたご意見

L02-01 関西のダムと水道を考える会 野村 東洋夫氏
 現在、構想が進んでいる臨海工業用水道と大阪府営工業用水道の水利権が大阪府営水道へ転用されれば、大阪府が丹生ダム、余野川ダムに参画する必要性がなくなる。また、阪神水道についても、尼崎市営工業用水道が施設を閉鎖して余ることになった水利権を転用することで、丹生ダム、余野川ダムへ参画する意味がなくなることになる。

L04-01 千代延 明憲氏
 この「利水部会とりまとめ(案)」の内容はありがたい。しかし、できることなら今まで利水者に対してダムをつくる等で水を供給していた立場の国土交通省から、利水者、水道事業者に対して、これまで以上の水の供給はできませんと基本方針でうたってほしい。

R24-02 箕面市議会議員 増田 京子氏
 先日新聞報道された阪神水道事業団のダムからの撤退に関して、早く明確にしてほしい。間接的にはあるが、阪神水道事業団としては近畿地方整備局に対し、ダムからの利水の返上について相談していると聞いている。ダムについては、まだ委員会と河川管理者の間に剥離があると思うので、委員会はダムについては白紙の状態、本当に必要かを検討してほしい。

R27-02 千代延 明憲氏
 新しい河川行政に足跡を残すいい提言、また意見書を提出されたことに感謝している。今後も、近畿地方整備局が「環境改善」や「利水容量の振替え」等の抜け道を用いてダム建設を行うことのないよう見守っていただくとともに、淀川水系流域委員会の精神を府県レベルまで浸透させていただきたい。

322 関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏
 京都府営水道の現状は、現有水利権で京都府南部地域(10市町)からの水需要を十分に賄うことが出来ている。ただ将来的に見て、一人当たりの水使用量が増えたとしても、同水道が「天ヶ瀬ダム再開発」への参画によって得る水利権だけで充分余裕のある対応が可能である。これ以外の新しいダム計画(丹生ダム、大戸川ダム)に参画することは「過大な水資源開発」と言わざるを得ない。

343 佐川克弘氏
 京都府営水道は、H33年以降の人口の減少に伴う水需要の減少が予測され、丹生ダム(0.2m³/s)、大戸川ダム(0.1m³/s)の水利権を放棄しても8,300m³/日の余裕があること等から、両ダム計画から撤退するべきである。ただし、天ヶ瀬ダム再開発に設定されている水利権相当分(0.6m³/s)の確保については、水利用実態の見直しや河川管理者による水あまり事業者からの水利権転用の仲介が必要である。

348 寝屋川市 田中基裕氏
 環境への配慮から「原則ダムを作らない」とするのは疑問である。自然流下で確保する分、ダムで確保するのが妥当な分を示して必要な整備を行うべきである。水がなければ人は生きられない。節水社会の構築を目指すものの、自然流下の水がよいが河川勾配が厳しいため、次善の策を取りながら利水の確保を確実に行うことが必要である。

349 野添清霞氏
 「提言」は、「ダム不要・利水は充分」といった風潮に迎合しているように見受けられる。水は生命の水である。ダム建設や利水に必ずしも社会的合意が必要か。委員は専門家として、広い、高い、先見性(ダムの完工9~10年)をもってナビゲーターの役割を果たしてほしい。住民合意、ダム不要、利水は十分に安住して良いのだろうか。

358 関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏
 「説明資料(第1稿)」において工業用水の用途転用が記述されているが、関連する事実について記す。大阪府はH16に解散される予定の「大阪臨海工業用水道企業団」が淀川にもつ水利権(12万m³/日)の転用を図るとしており、大阪府もこの転用に伴う支出をH15年度予算に計上しており、大阪府の上水道への転用を図るとの答弁がされている。また、大阪府営工業用水道の余剰水利権(約25万m³/日)についても今後府営水道への転用を検討、協議する必要性が「大阪府水道事業将来構想」において示されている。以上のことからこれら工業用水から大阪府営水道(上水道)への転用水利権量は計370千m³/日となり、現在、大阪府が淀川水系において参画する3つのダム(丹生、大戸川、安威川)から得る325千m³/日よりも多くなる。よって、大阪府はこれらの水資源開発計画への参画を即刻見直すべきである。

頂いたご意見

361 関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏

「説明資料（第1稿）」において工業用水の用途転用が挙げられ、3つの工業用水道が挙げられている。大阪臨海工業用水道、大阪府営工業用水道については意見を提出済みであり、残りの尼崎市営工業用水道について報告したい。尼崎市水道局に問い合わせたところ尼崎市営工業用水道が淀川に対してもっている水利権は現在 289,700m³/日であるが、企業の転出や工場での循環再利用率の向上等により水使用量が減少。H14には北配水場を全面閉鎖した。これにより 14万 m³/日程度の水利権が余剰状態となり阪神水道企業団への転用について調整中である。現在、阪神水道企業団が参画する水資源開発計画（余野川ダム、丹生ダム）の取得予定水利権は 138千 m³/日であることから、転用により水資源開発計画からの撤退が可能となる。

389 関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏

日本経済新聞が 2003.8.19、20、21日 で大阪府、丹生ダム・大戸川ダムから撤退。阪神水道、丹生ダム・余野川ダムから撤退。西野宮市、川上ダムから撤退。の報道をした。これらのダム計画への影響は極めて大きいものと思われる。

419 佐川克弘氏

京都府企業局は天ヶ瀬ダム再開発（0.6m³/s）、大戸川ダム（0.1m³/s）、丹生ダム（0.2m³/s）の暫定水利権を与えられている。他方、獲得済みの水利権と取水実績は大きく乖離しており、特に桂川（日吉ダム）では浄水場の設備能力は獲得水利権の 50%に過ぎない。京都府企業局が暫定水利権を取り下げなくても、これを放置したままでは水需要を精査したことにならない。万一、将来の水需要が増大するとしても、京都府企業局の暫定水利権を正式の水利権に認可するための水利権を丹生ダムなどを建設する根拠にすべきではない。

421 関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏

日本経済新聞が 10/16 から 24日 まで 7回 にわたり「水戦争」と題する特集記事を連載した。今回は第 4回 以降の記事を紹介するが、「淀川水系の利水」の観点から以下のことが浮き彫りになる。「意見書」作成の参考にして頂きたい。

- ・「宙に浮く紀の川大堰」：将来、大阪府が予定通りの水量をこの堰から取水出来るようになれば、同府の「丹生ダム」「大戸川ダム」への参画が尚更不要となるばかりか、工業用水の転用自体の必要性にも疑問が生じること
- ・「メド立たぬ大滝ダム」：このダムが運用開始となった段階で、果たして「川上ダム」が奈良県にとって必要かどうか極めて疑わしいこと
- ・「阪神水道企業団の矛盾」：神戸市などのユーザーの水需要の減退にもかかわらず、同企業団が「丹生ダム」「余野川ダム」に参画することの不合理と、工業用水転用自体の必要性への疑問が生じること
- ・「下がらぬ計画給水量」：大阪府などの水道事業者が、これまでダム参画の根拠としてきた「計画給水量」なるものが、如何に現実離れしたものであるか



流域委員会の考え方

意見書での記述	<p>p.7-2 7.1.1 ダム計画の方針</p> <p>第3は「利水」である。「必要性」「利水安全度評価」「利水振替」の問題がある。これまでの水需要予測は実績に比べて過大であり、水需要管理への転換が提言される状況のもとで、新たな水資源開発の必要性を説明する必要がある。</p> <p>基礎原案では、利水安全度評価の低下により、新たな水資源開発が必要としているが、地球規模の気候変動による降雨量の変動の増大が渇水の危険性を高める恐れがあるという科学的根拠を示す必要がある。</p> <p>ダムの治水機能を強化するため、利水容量を別のダムに振り替えることは、集水域が離れ、集水面積も異なるダムでは、例え容量が同じであっても、降雨の状況によって同等の利水機能の振替になるとは限らない。利水振替の同等性について説明する必要がある。</p>
説明	<p>わが国の地形は急峻で、河川の流路延長が短いため、降った雨はすぐ海に流れ出てしまします。したがって、雨を有効に利用するには貯める必要があり、大昔から多くのため池がつくられてきました。大規模なダムが建設されるようになったのは昭和になってからですが、これらのダムが治水や利水あるいは発電に利用され、わが国の産業・経済の発展を支えてきましたが、環境や地域社会に悪影響をもたらした面がありますことは治水のところで述べた通りで</p>

す。

高度経済成長時代が終わり、河川環境の重要性が認識されるようになって、ダムに対する考え方も変える必要があります。これまでは水需要予測に応じて水資源を開発してきましたが、これからは水需給が一定の枠内でバランスされるように水需要を管理・抑制する必要があるというのが提言の論拠です。

現在の水需要は予測をかなり下回っており、渇水の発生が懸念されるとはいえ、節水や用途変更などを積極的に行うことにより、「利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行うべきではない」というのが流域委員会の考え方です。

基礎原案では、これまでの水資源開発計画に基づいたダム建設が河川整備計画の対象に含まれていますが、既存ダムの治水機能を拡充するための「利水容量の振替」や、近年の少雨化傾向に伴う「利水安全度の低下」が新たな理由付けとして加えられています。これらの妥当性につきましては、科学的資料が乏しく、さらに詳細に検討する必要があると考えています。

なお、長期的な気候変動については、不明の要素が多いため、調査検討を続け、慎重に検討していく必要があると考えています。

論点	ダム - 5	ダムにおける経済性と社会性
----	--------	---------------

頂いたご意見	
C03-01	前川 協子氏 委員会では、財政面について審議されていない。ダム建設の費用は、全ての工事が終了してから、関係者間で割り振られると聞いたが、住民はこういった財政面の実状について知らされておらず実態を知らない。一般に情報公開すべきだ。
C04-03	前川 協子氏 ダム建設費用は全ての工事が完了してから関係者間で割り振るということを聞いた。法的に財政についてどのように決められているか等も一般に説明頂きたい。
B24-03	藤田 政治氏 琵琶湖部会ダム班の意見素案(第24回琵琶湖部会(03/07/18)資料2-2、p.1)の論点1について、「琵琶湖総合開発特別措置法と改正河川法の関係が不明確」とあるが何が不明確なのか、「ダム計画は当該地域の連綿と続いてきた歴史の破壊」とあるが何の破壊なのか、説明してほしい。ダム計画を敵視しているのではないかと思う。
335	高時川治水対策促進協議会 会長 北村又郎氏、湖北土地改良区 理事長 酒井研一氏 ダム事業は、地域社会や自然環境に及ぼす影響が大きく、関係者の調整に極めて長い年月が費やされる。このような事情にも拘わらず、ダム事業が存在している理由は、そのダム事業が必要だからである。河川管理者は、その必要性を明確に示す責任がある。
346	永末博幸氏 「提言」のダムに関する記述「住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合に限り建設するものとする」との表現に疑問を感じる。当事者である地域住民の意向を代弁する地元自治体や同議会等の判断、合意形成がないがしろにされ、NPOなどの住民団体がダム建設の是非を判断するような印象を与えている。必要なダムも建設できないような事態を招くことを懸念する。



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.7-2 7.1.1 ダム計画の方針</p> <p>第4は「経済性」と「社会性」である。</p> <p>ダムの経済性を考える場合、ダム本体の建設・維持管理費のほか、水質改善などの環境対策費、失われる環境の価値、構造物としての寿命が尽きた場合の対策費など、総合的なライフサイクルコストを考慮する必要がある。これらの点についての考え方を説明する必要がある。</p> <p>また、ダムは構想時から、用地買収、水没住宅の移転に伴う地域社会の崩壊、ダム建設をめぐる推進・反対の意見対立、などの社会的混乱を招きやすい。ダムが構想されるだけで、社会基盤の整備が放置され、河川整備がなおざりにされる場合がある。ダム建設の如何に関わらず、これらの問題の解決策を明示する必要がある。</p>
説明	<p>ダム建設には莫大な費用が必要とされます。意見書に示しましたように、ダム計画時に将来的に必要な費用についても考慮する必要があると考えます。単に建設費だけでなく、とくに今後増えるであろうと予測されます排砂のための経費など、これまで取り上げられなかった経費を新たに考慮する必要があります。</p> <p>また、ダムの計画や建設が与える影響は広域的であることから、費用の考え方については広く社会に説明する必要があると考えます。</p> <p>一方で、ダムは構想時から様々な問題が地域に起こることから、事業中のダムについては計画見直しの結論がどのような結果になったとしても、これらの問題への配慮が必要と考えます。</p>

論 点	ダム - 6	大戸川ダム
--------	--------	-------

頂いたご意見	
ダムは有効で地元には必要	
R21-04	<p>大津市役所 外崎 公知氏 太古より洪水に悩まされてきた大戸川流域の安全と安心を確保するために、行政と地域住民が一丸となって大戸川ダム建設を進めてきた。利水や環境も重要だが、治水のためにダム建設を進めて頂きたい。また、大戸川ダムの適切な運用により環境流量を確保し、清流がよみがえるような事業をお願いしたい。</p>
Y21-01	<p>大津市 国・県事業調整室 福井 和義氏 流域の住民が安心して暮らせるよう、大戸川ダムを建設してほしい。</p>
344	<p>大津市長 山田豊三郎氏 大津市は再三の被災経験から、大戸川ダムの早期建設を訴えてきた。提言を読む限り、これがどのように流域委員会が理解されたのか疑問である。治水問題の解決のためにはダム建設が最適と考えており、これまで国土交通省に協力をしてきた。水没予定地域の住民には大変な犠牲を払って移転して頂いている。大戸川ダムの早期建設を望むものであり、本市の状況を認識していただきたい。</p>
406	<p>大戸川河川開発促進協議会、大戸川ダム対策協議会、大鳥居地域開発協議会、大津市南部自治連協議会、黄瀬大戸川ダム対策協議会 大戸川の歴史は、洪水氾濫との闘いの歴史でもあり、今もなお洪水氾濫の不安を抱え込んでいる。ダム水没地となる大鳥居町住民は、犠牲的精神で決心し、大戸川ダム事業の推進に向け集団移転をし、生活再編を余儀なくされた。現在、治水、利水を含め計画の調査検討がなされているが、事業の長期化が懸念されることから、地元住民の先行き不安を早期に解消することが急務である。夏期における下流域の取水により、琵琶湖の水位が著しく低下し、自然環境への影響が大きいことから、大戸川ダムの果たす役割は重要で「淀川水系河川整備計画」に位置づけし、琵琶湖の自然環境を再生し、流域関係住民が安全で安心な生活環境を整えるため、ダム建設事業の促進を図られるよう強く訴えるものである。</p>
その他	
Y21-02	<p>大津市 国・県事業調整室 福井 和義氏 大戸川ダム建設を契機に田上山の再生を目指して市民が一体となって進めている取り組み（田上 100年の森構想）も河川整備計画に入れてほしい。</p>
323	<p>脱ダムネット関西 今後の整備計画策定および委員会審議において、余野川ダム、丹生ダム、川上ダム、大戸川ダムについては、治水、利水、環境負荷の面から不要なダムであり、整備計画に掲載すべきものではなく、整備計画の中でそれぞれの事業・計画を中止することを明記されたい。「提言」においても、ダム建設について「原則として抑制する」としており、提言を尊重し、工事などの事業は速やかに一旦中止することを要請する。また、近畿地方整備局は各ダム事業・計画について 2003 年度予算を計上しているが、各事業・計画は不要であるため 2003 年度以降の予算を計上しないよう要請する。</p>



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.7-5 7.2.2 (1) 大戸川ダム 基礎原案によると、大戸川ダムは、「琵琶湖の急速な水位低下の抑制」、「日吉ダムの利水容量の振替」、「大戸川の洪水被害の軽減」、「下流部の浸水被害の軽減」を利点として挙げているが、これらの有効性を項目ごとに検討すると、次の通りである。 「琵琶湖における急速な水位低下の抑制」については、抑制効果は認められるものの、それが琵琶湖の自然環境にどの程度の改善をもたらすかが不明であり、必ずしも有効とはいえない。 「日吉ダムの利水容量の振替」については、環境流量の観点から見ると、三川合流点より下流の利水が確保されても、日吉ダムから三川合流点までの流量が少なくなることにより、桂川</p>

	<p>の環境を悪化させる恐れがある。さらに、距離的に大きく離れたうえに集水面積も大きく異なるダム間で、例え利水容量が同じであっても、同等の利水機能の振替となるか不明確である。</p> <p>「大戸川の洪水被害の軽減」については、一定の有効性が認められるものの、堤防強化と流域対応を併用すれば、ダムによる被害軽減と同程度の効果が得られる可能性がある。また、大戸川は土砂の供給量が多く、ダムの堆砂により、上流部で新たな洪水災害が発生する可能性がある。</p> <p>「下流部の浸水被害の軽減」については、洪水時の水位を低下させる効果はあるものの、それがどの程度、被害軽減に結びつくかが不明確である。</p>
説明	<p>大戸川ダムにつきましては、「琵琶湖の環境改善」や「日吉ダムの利水振替」、「宇治川等へ下流の浸水被害の軽減」等広域的な施策と深く関連しますので、これらを総合的に検討する必要があります。河川管理者は、実行可能なあらゆる代替案につきまして真剣な検討を行い、その有効性と実現性を明らかにする必要があると考えています。</p> <p>大戸川ダムの建設につきましては、基礎原案では「調査検討中」として結論が先送りされていますので、今後その結果が出た時点で改めて流域委員会としての意見を表明いたします。</p>

論 点	ダム - 7 天ヶ瀬ダム再開発
--------	-----------------

頂いたご意見	
1,500m ³ /s 放流に関する要検討事項	
R18-01	宇治世界遺産を守る会 藪田 秀雄氏 天ヶ瀬ダム再開発事業（1500t 放流）について集中的に議論して頂きたい。
B22-02	宇治防災を考える市民の会 志岐 常正氏 ダムについてもこの部会で数字を含めたより具体的な議論をしてほしい。琵琶湖から1500m ³ /s 流して下流がもつのか、これだけ流す必要があるのか。この数字についても検討してほしい。
336	宇治・世界遺産を守る会 代表世話人 須田稔氏 <ul style="list-style-type: none"> ・天ヶ瀬ダムの再開発 1500m³/s 放流は、宇治市域では大変な問題を引き起こしている。流域委員会に天ヶ瀬ダム再開発 1500m³/s 放流計画の再検討・中止を要請する。第1に、宇治川は世界遺産のバッファゾーンを形成し、宇治川の自然景観と歴史的建造物群とは一体のものである。宇治川改修工事によって、天ヶ瀬吊り橋から塔ノ島までの景観悪化、塔ノ島、喜撰島から上流の景観は見るも無残。派川は水量が極端に減少して、藻が繁殖し、時には悪臭で観光客から苦情がある。塔ノ島周辺の宇治山田地区では、河床掘削を前に護岸工事が行われている。名勝「亀石」周辺の景観は台無しとなる護岸工事は直ちに中止し、再検討すべきである。河床掘削が実施されれば宇治川は死ぬ。 ・天ヶ瀬ダム 1500m³/s 放流は下流の河川の危険性を増大させる。今急いでやるべきは下流の堤防の漏水対策工事を完全に急いで行うことである。天ヶ瀬ダムの1500m³/s 放流が宇治川改修工事の根拠であるが、その必要性の根拠となっていた琵琶湖岸浸水の解消、水需要が大きく変化しており、また大戸川ダムを含むダム開発の凍結は大きな変化である。
359	阪神大震災の教訓を忘れず、市民のための防災のあり方考える会 代表 志岐常正氏 淀川工事事務所、琵琶湖工事事務所に対し「天ヶ瀬ダム再開発事業に対する質問」書を提出した。流域委員会においても「天ヶ瀬ダム再開発事業」における1500トン放流問題に関する以下の諸点について十分な審議、判断をいただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・2000年12月、河川審議会の中問答申を受けて、この方針を実践するため、宇治川上流地域で必要な流出抑制対策及びそれによって抑制される流出量への現在の両工事事務所の見解の説明 ・「天ヶ瀬ダム再開発事業」の根拠である琵琶湖沿岸の浸水被害について、湖岸の治水対策の進捗効果により被害は軽減しているとの調査結果が出ている。にもかかわらず古い放流量の計算を見直さないことについて矛盾のない説明を求め ・宇治川への1500m³/sの放流量についていつ合意されたのか ・宇治川へ1500m³/sの放流された場合の堤防の耐久日数。また堤防強化が及ぼす槇島や五ヶ庄地域での地下水等への影響についての見解 ・宇治川本川へ1500m³/sが流された場合支流からの水が本川に入っていく保証があるのか。また旧巨椋池内水排除ポンプ場付近は軟弱地盤地帯であり、地震災害が1500m³/s放流と同時発生した場合、排水ポンプが作動しないケースへの考慮、検討について
381	宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏 [河川管理者に対する質問] 「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料第2稿」に関しての質問および意見 <ul style="list-style-type: none"> ・質問4:S46の「河川審議会」において宇治橋付近の計画高水流量1500m³/sが決定された。当時は豪雨による宇治川洪水への対応として説明されていたが、説明資料(第2稿)によれば琵琶湖後期放流に対応するためとなっている。このように主たる目的が変更されたのは、いかなる理由で何時の時期からか伺いたい。
384	宇治市 防災を考える市民の会 梅原孝氏 <ul style="list-style-type: none"> ・天ヶ瀬ダム再開発計画では計画能力一杯の1500m³/sの流量を10日間程放流し続けるというものだが、S46の改訂ではこのことも含まれた内容になっているのか。また、宇治川には現在も1500m³/sも流せない箇所が多数存在する。問題箇所の宇治川断面積、流速、堤防の強度など、現在の900m³/s放流時の状況、1500m³/s放流時に予想される状況について資料の公表、審議の徹底を希望する。 ・第20回流域委員会の天ヶ瀬ダム再開発説明資料で「瀬田川の流下能力の増加・琵琶湖水位1.4mでは1100m³/s程度しか流れない」と指摘されているが、1100m³/s程度しか流れないのが琵琶湖の自然の姿であり、琵琶湖自身の環境を守ることになるのではないかと議論いただきたい。 ・1500m³/s放流見直しを要望する理由の1つに、放流による低周波振動がある。現在でも天ヶ瀬ダムの3門放流が始まると家が振動する。工事完了後ではなく、今事実を明らかにして対策をとって欲

頂いたご意見

しい。

- ・S34年8月の洪水では、琵琶湖流域にS28年の2割増しの320mmの総降雨量が降った。宇治川の流量はS28年が1780m³/sでS34年は1250m³/sである。この差は何故か。S28年には大量の土砂が大峯ダムを埋め尽くしたためではないかと思われるが、天ヶ瀬ダムの堆砂の状況とその対策について明確にしてほしい。

412 防災を考える市民の会 梅原孝氏

意見書(素案)では「『瀬田川下流部及び宇治川の流下能力(放流能力)の向上を図る』としているが、洗堰の放流能力および宇治川塔の島地区の流下能力についての詳細な検討と、琵琶湖沿岸での水位と被害との関係および軽減対策についてのさらなる検討が望まれる。」と指摘している。天ヶ瀬ダム再開発事業の根幹にかかわる諸問題が具体的に検討されることなく整備局の裁量にまかされてしまうことになり大きな不安を感じる。今日段階の問題点を以下に列挙した。意見書とりまとめに、これら諸点について検討願ひ、その結果をお知らせいただきたい。また、当会と流域委員会との懇談の場を設けていただくことを希望する。

宇治川 1500m³/s 放流問題について現在の検討は後期放流のみの検討になっており、前期放流そのものの問題点について検討し、明らかにされたい。前期放流については、S46の改訂当時の宇治川 1500m³/s 放流は、南郷洗堰から下流域で2日間で272mmの降雨量があった場合、天ヶ瀬ダムで調整して1200m³/sが流れ、ダム下流域で300m³/s増え、宇治橋付近で1500m³/sになると説明している。宇治川 1500m³/s 放流がいつのまにか天ヶ瀬ダム 1500m³/s 放流に変わっている。何故そうなったのか。

天ヶ瀬ダムは1500m³/s 放流になれば、槇島堤防付近では1800m³/s以上の流量に対する治水対策が必要となるが、実際の計画と対策はどのようになっているのか。

現在の説明でも、宇治 1500m³/s、桂川 5100m³/s、木津川 6100m³/s。あわせて三川合流で淀川本川 12000m³/sの計画になっている。しかしS48年当時の資料によると、宇治で1500m³/sだが、山科合流点では2400m³/sになると説明されている。これはS28年の大洪水時の1780m³/sを大幅に上回るものであり、バックウォーター現象は起こらないか検討頂きたい。

塔の島地区の流下能力について、これまで整備局は河床を平均2.8m、長々期的には3mの掘削が必要としていたが、最近の計画では平均1mでよいとしている。1500m³/s 放流の流量は変更しないのになぜそうなるのか不可解である。

塔の島地区では、深刻な景観破壊が進行している。同地区は宇治市のシンボル景観であり、「治水なくして景観なし」などとする傲慢なやり方によってつぶされた景観破壊について、流域委員会はどのように考え、解決しようとしているのか明確な判断を示してほしい。

塔の島地区の改修は1500m³/sが限界と説明し、河床を1.1m掘削しようとしている。瀬田川の改修では、鹿跳溪谷の自然景観を保全するため130億円の費用をかけ当該区間をトンネルで迂回させようとしている。天ヶ瀬ダム再開発事業による宇治川の景観破壊はあまりにも無神経で時代錯誤の計画である。明確な判断をしてほしい。

「琵琶湖総合開発事業」によって琵琶湖湖岸の浸水被害は激減している。現状について明確な判断をして欲しい。

後期放流で洗堰から1200m³/s、大戸川から300m³/s、合計1500m³/sを流すとの説明だが、大戸川は洗堰から下流域であり、前期放流に入るのではないかと。琵琶湖湖岸の浸水対策での放流は1200m³/sの放流でしかないのではないかと。

放流による低周波振動が発生している。一度された調査結果の公表もなく、まして1500m³/s 放流されればどうなるのか、不安の声が広がっている。工事完了後ではなく今事実を明らかにして対策をとるべきである。

ダム左岸に直径26mものトンネルを掘って、600m³/sを増量放流する計画について、支えている岩盤を弱めるトンネル方式は、ダム破壊につながる危険なものであり、避けねばならないと考えるが如何考えられているのか。

1500m³/s 放流の見直しを行う必要性は、宇治川・槇島堤防の脆弱性にある。実際に槇島など宇治川の堤防の強度はどれくらいあるのか等、検討された事実を公表して欲しい。

415 宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏

天ヶ瀬ダム再開発・1500m³/s 放流計画について流域委員会の審議・検討の内容と考えをお聞きしたい。基礎原案では、「天ヶ瀬ダム放流能力増大方策として、既存施設を活用した放流方法の検討を行う」としているが、新規施設・大トンネル方式は計画からなくなったと考えてよいのか。

天ヶ瀬ダム周辺の六石山は常に道路に面した斜面の崩壊が起こり問題になっている。天ヶ瀬ダムはアーチ式ダムであり、それを支える極めて重要な岩盤へ大トンネル工事を行うことは大きな問題を有することから、大トンネル工事は実施すべきではないと考えるが流域委員会の考えを聞きたい。

頂いたご意見	
関連工事中止	
R17-04 宇治世界遺産を守る会 藪田 秀雄氏	天ヶ瀬ダム再開発計画（1500m ³ /s 放流計画）は宇治の景観や環境に悪影響を与えるため、中止するよう要請する。説明資料（第1稿）では、天ヶ瀬ダム再開発計画について見直すと記述されているが、現在も関連工事は進行中である。住民意見を反映した河川整備を目指すならば、見直しを終了するまで一旦工事を中止すべきである。
R18-03 宇治世界遺産を守る会 藪田 秀雄氏	天ヶ瀬ダム再開発について「検討する」というのであれば、現在進行中の関連工事をいったん中止すべきである。
Y21-04 宇治・世界遺産を守る会 藪田 秀雄氏	天ヶ瀬ダム再開発の工食用道路整備はトンネル式放流設備建設のためなのか。直ちに中止して頂きたい。
415 宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	山王仙郷谷線道路拡幅工事は天ヶ瀬ダム再開発事業の大トンネル工事のための拡幅工事である。大トンネル方式を採用しないとすると、この道路拡幅や白虹橋の架け替えは必要なくなるのではないかと。この工事には導水管敷設の工事に続いて、宇治川左岸の自然環境・景観を台無しにした。この工事についての評価と工事中止について流域委員会の見解を伺いたい。
その他	
Y21-03 宇治・世界遺産を守る会 藪田 秀雄氏	琵琶湖の浸水問題と瀬田川洗堰下流の掘削問題、天ヶ瀬ダム再開発、塔の島周辺の掘削は一連の課題であるので、慎重に審議をお願いしたい。



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.7-6 7.2.2 (2) 天ヶ瀬ダム再開発</p> <p>天ヶ瀬ダム再開発として示された「ダムの放流能力の増大」は、「琵琶湖周辺の浸水被害の軽減」を目的として、琵琶湖からの放流（いわゆる後期放流）を増大しようとするもので、瀬田川洗堰から宇治川塔の島地区に至る区間の流下能力を増大させる一連の事業の一つである。</p> <p>一般論としていえば、ダムの放流能力を大きくすることはダムの治水機能の増大につながり、推進が望まれる施策であるが、増大量については琵琶湖沿岸部での浸水対策ならびに瀬田川洗堰から宇治川塔の島地区に至る区域での流下能力を考慮した総合的な検討結果をまつ必要がある。</p> <p>なお、ダムの放流能力の増大方法については、各種の方法を併用して、環境に及ぼす影響が少ない方法を選択するべきであり、既存施設を活用してダム堆砂の排出に役立たせることの検討が望まれる。</p>
説明	<p>天ヶ瀬ダム再開発は、ダムの放流能力を増大させ、琵琶湖周辺の浸水被害を軽減するための「瀬田川洗堰放流能力の増大」、「瀬田川流下能力の増大」、「鹿跳溪谷流下能力の増大」、「天ヶ瀬ダム放流能力の増大」、「宇治川流下能力の増大」という一連事業の一つに位置づけられています。</p> <p>放流能力の増大量として示されています 1500m³/s という流量は、宇治川塔の島地区の流下能力に基づくものであり、旧制度の工事実施基本計画に示されました流量をそのまま採用したものと理解していますが、これについての河川管理者の説明はこれまで不足していたのではないかと印象を流域委員会ももっています。また、琵琶湖の後期放流は、下流が安全になったと判断されてから行われますので、下流の安全を脅かさないと考えていますが、下流の安全確認をさらに確実・慎重に行うよう河川管理者に申し入れたいと考えています。</p> <p>意見書に示しましたように、一般論でいいますと、ダムの放流能力の増大自体はダムの機能向上につながりますので推進が望まれますが、問題は増大方法と運用方法です。増大方法では環境や景観への考慮が必要であり、運用方法では下流の安全が優先されるべきです。</p> <p>したがって、天ヶ瀬ダム再開発につきましても、まず必要性につきましても徹底した情報</p>

公開と社会的合意が必要であり、増大方法につきましては、実行可能なあらゆる代替案につきまして真剣な検討を行い、その有効性と実現性を明らかにする必要があると考えています。とくに宇治川塔の島地区については、景観や生態系保全の立場から河床掘削はできるだけ避けるべきと考えています。

天ヶ瀬ダムの再開発につきましては、基礎原案では「調査検討中」として結論が先送りされていますので、今後その結果が出た時点で改めて流域委員会としての意見を表明いたします。

論点	ダム - 8	川上ダム
----	--------	------

頂いたご意見

ダムの有効性に疑問

Y20-01 畑中 尚氏

三重県青山町の町議会で「川上ダムの治水目的がなくなった」との発言があった。また、地元の一部では、利水面での必要性に関して疑問の声があがっている。今後の流域委員会では、個々のダム計画について具体的に精査いただきたい。

R22-01 畑中 尚氏

川上ダムのすぐそばで、ダムの水面よりも低い位置に団地が建設されている。ダムが人間の生存を脅かしかねない状況に不安を感じている。治水・利水・環境も含めて、ダム建設の目的について真剣な議論をお願いしたい。

313 水と緑を考える会 畑中昭子氏

川上ダム建設を中止して欲しい。川上ダム建設計画は35年の永きにわたり、水没地の人々の暮らしを破壊し、周辺整備事業の名のもとに山野を削り、自然や田畑を切り刻んでいる。青山町長も、ダム建設の7割の目的である治水の必要性がなくなったと述べ、あとの3割の利水も市町村合併説明会で人口減が示されていることから説得性に欠ける。淀川水系の最上流部に位置する青山町が「ダム中止」をすることが水源地の願いであり、責任でもあると考える。次世代に残すべきは美しい水と豊かな森、そこで暮らす人々の喜びである。

323 脱ダムネット関西

今後の整備計画策定および委員会審議において、余野川ダム、丹生ダム、川上ダム、大戸川ダムについては、治水、利水、環境負荷の面から不要なダムであり、整備計画に掲載すべきものではなく、整備計画の中でそれぞれの事業・計画を中止することを明記されたい。「提言」においても、ダム建設について「原則として抑制する」としており、提言を尊重し、工事などの事業は速やかに一旦中止することを要請する。また、近畿地方整備局は各ダム事業・計画について2003年度予算を計上しているが、各事業・計画は不要であるため2003年度以降の予算を計上しないよう要請する。

326 緑のネットワーク、青山 山田明氏

- 川上ダム建設は本当に必要か。だれのために、何のために必要なのか。住民合意はいつの時点であったのか。それは今の社会状況の中で有効なものか。
- 川上ダム建設予定地にはオオタカやオオサンショウウオの生息が確認されており、貴重な自然環境が壊れる。環境アセスも10年が経過しており、再調査が必要である。
- 川上ダム周辺には活断層があり心配である。構造的な対応がされているのか。

本当に必要なダムが、なぜ完成まで40数年～50数年ほっておかれるのか。本体工事完了も10年は遅れるようであり、周辺整備もほとんど進んでいない。この際川上ダムは中止・凍結すべきである。青山町民の税負担が増えるばかりである。

394 関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏

川上ダムの「利水」に参画している3つの水道事業体の内、「西宮市」は既に撤退方針を表明しており(8/21日本経済新聞) また、水需要の精査・検討作業の行われている「三重県」についても開発水量の下方修正などの見直しが必要と思われるが、残る「奈良県」(奈良県営水道)も、近い将来「大滝ダム」から獲得する極めて大きな水利権により、今後はむしろ大幅な水余り状態に陥ることは明白で、この上更に「川上ダム」に新たな水利権を求める必要は全く無く、この際、このダム計画からの撤退を表明すべきである。

418 伊賀の水と緑を考える会 代表 森本博氏

「伊賀の水と緑を考える会」は昨年12月から今日まで川上ダム問題について、学習、討議を行い、川上ダム中止を求める意見書や代替案意見書を提出した。必要な情報が開示されない苛立ちを繰り返してきた。その際たるものは、ダム建設の根幹のひとつである水需要の精査確認が再三にわたっての要請にもかかわらず1年経った今も示されないことである。淀川水系流域委員会の水需要精査、川上ダム予定地と桐ヶ丘団地間の地質調査、活断層の調査は検討済みかどうか、資料の提出を国土交通省や水資源機構に求め、検討願いたい。人口減少により水需要が大幅に修正されると考えられる。代替案を検討いただき、治山、治水、利水、自然環境を重視する河川整備計画の策定へご尽力願いたい。

頂いたご意見

ダムは有効で地元には必要

R16-01 青山町議会議員 岡島 孝生氏
流域委員会のダム建設を見直すとの提言に反対したい。川上ダム建設予定地である三重県青山町では、治水上、利水上もダム建設の必要性が認められ、議決を経て35年前から準備が進められており、このような諮問機関の意見ひとつで見直すとなると議会制民主主義の信頼を損なうことになる。

319 青山町長 猪上泰氏
02/12/13 淀川部会において、畑中尚氏が川上ダムについて発言し、「猪上泰青山町長は、川上ダムの治水について用はなくなった。と発言している。」と意見を述べたと聞いた。私は町長として、川上ダムの早期完成を願っているところであり、事実無根の内容である。青山町としては、水没移転者、土地提供者等の理解と協力を得て、川上ダム事業本体の早期着工と周辺整備事業の促進をめざして事業を進めているところであり、ご賢察を願う。

341 青山町議会議員 岡島孝生氏
流域委員会の「ダム建設原則中止」の提言は、環境に偏った一方的な意見であり反対である。川上ダム建設は、治水（岩倉峡上流の浸水被害の抜本的対策） 利水（伊賀広域水道の水道管敷設が工事中で、合併浄化槽の普及による生活用水の需要増が予想される） コスト（ダム建設費 850 億円中、542 億円を既に支出済）等、の点から必要である。

366 きじが台自治会 会長 嶋澤正彦氏、上野市ハイツ芭蕉自治会 会長 樋口東一氏
川上ダムの早期実現を求める要望書：上野市の水道未普及地域の両自治会地域では、生活用水は団地開発時に設置された専用水道を使用しており、居住者も 895 人、392 人と増加しており地下水の枯渇・低位化からの断水等もあり安定・安全給水に不安を感じている。しかし、上野市には水源に余裕がなく、三重県が H10 から進めている川上ダムを補給水源とする伊賀水道用水供給事業の水道用水を水源にして水道管敷設工事等が進行中であり、1日も早い完成を願っている、流域委員会においても地域住民の心情を理解頂き、川上ダムの早期実現に理解を頂きたい。

ダム建設に対する要検討事項

R22-04 大阪自然環境保全協会 新保 満子氏
川上ダムの尾根向こうには最大湛水時水位より低い位置に団地がある。地質が悪ければ、大滝ダムの二の舞いになりかねない。国土交通省はダムの弊害に関しては安全性に対する評価が甘い。

Y23-03 関西のダムと水道を考える会 野村 東洋夫氏
川上ダムのとりまとめの内容のうち、特に利水部分の掘り下げが浅い。服部川や柘植川から上水を取水して、浄水場を何力所かに分散する方法について、河川管理者が検討されたのかどうか、疑問に思っている。部会には、この点を考慮したとりまとめをお願いしたい。

R26-02 浅野 隆彦氏
前回までの委員会の意見書では、ダムは調査・検討中であるため、コメントできないとしているが、委員会は河川管理者が出している現時点での結論について、きちんと意見を出すべきだ。例えば、川上ダムは、降雨エリアの10分の1しか受けられない南端に位置しており、降雨パターンによっては洪水調節機能がゼロになると予測されているにもかかわらず、基礎原案では治水上有効だとなっており、合理的ではない。また、ダムサイト付近の断層等の地質調査が不十分である点についても、指摘すべきだ。

393 浅野孝彦氏
・「川上ダムの計画について」(H15.7.6)と題する木津川上流河川事務所の調査、検討、見解とその説明に対し、考察と調査をなし、批判と上野市北西部の浸水を解消できると思われる案を示した上、諸問題の提起と疑問を投げかける。
・三川合流地点である上野市北西部は伊賀地方に一旦豪雨があると、必ずと言ってもよい洪水氾濫原となり、水没を繰り返していた。洪水氾濫地域の開発は将来に向け、私権の制限をも含む法的整備をもってしても、制限しなければならないと考える。
・「川上ダムの計画について」木津川上流河川事務所作成の資料によれば、岩倉峡狭窄部が上野地区の浸水被害を起こりやすくしているとのことであるが、岩倉峡は実際には2900m³/s(島ヶ原地区測定実績)の疎通量があり、既往最大降雨であるS28の台風13号を基準とするなら、現在実施中の上野遊水地が完成すれば他への浸水被害を食い止めることが出来る計算となる。上野市北西部はS28.9.25の台風13号により、過去最大と思われる浸水被害に見舞われた。大した降雨量でもなかった台風13号の降雨で過去最大の浸水被害となったのは、その40日前の集中豪雨(S28.8.15)の後始末にあった。8/15未明からの集中豪雨により岩倉峡上流部は流出した巨岩、伐倒木等で埋められた。しかし、復旧作業では金になる流木から引き上げられ、巨岩等は捨て置かれた。流出した104

頂いたご意見

ヶ所の橋も、道路も、堤防も仮復旧で「傷をかかえたまま自宅待機という病人の状態」で台風 13 号の暴風雨をうけ岩倉峡は殆ど完全な堰止め状態となったのである。時間的、行政の態勢的にも不十分であった台風 13 号水害の本質を隠蔽するような説明により、川上ダム建設の必要性を説くのは歴史への冒瀆であり、国民への欺瞞である。自然を相手とする河川整備事業体の自滅行為であると警告する。

- 川上ダムの位置は岩倉峡上流部までの全降雨エリア（52,288ha）の 1/10 を受け持つだけである。気象の様相によっては、例えば局地的な集中豪雨が近年増加しているが、不連続線（前線）の移動はほぼ西から東である。S28.8.15 の時のように豪雨帯が青山町の北方を離れて通過した場合はダムが存在していたとしても治水有効性 0、全くの役立たずであり、計画位置からも川上ダムの治水は“付け足し”であったと判断している。
- 上野市北西部の浸水被害解消案として、洪水氾濫地内での一部私権の制限を含め、法整備を進めるよう提言する。川はその大きな自然活動が何百、何千万年の歳月を刻んで作り上げてきた。紀元前 6 年、中国の前漢の学者賈讓が皇帝へ献策した「治河上中下三策」に、<上策>とは、無理に堤防は造らない方が良く、決壊すれば被害はより一層大きくなるので、水はその行く所に往かしむべきで、住民のうち水害を受ける所に住む者はこれを安全な場所へ移住せしむべき。とある。この<上策>こそが洪水に対する正しい態度であり、今後の河川整備の基本とすべき賢明な策ではないか。
- 上野市北西部の浸水被害解消案として、万が一の事態に備えるのであれば、岩倉峡上流と下流を結ぶバイパストンネルが有効である。入口と出口にゲートを持ち、上下流の状況に対応して流量の調節も出来、遊水池としての機能も併せ持つものである。それでも心配ならば 350 万 m³の遊水地付のバイパストンネルとすれば、トンネル内貯水量と合わせ、388 万 m³の貯留ができる。他の遊水地に比べ、この遊水地は有事以外は市民グラウンド、国際的競技場、大イベント開催等の空間として利用することも可能である。
- 木津川上流河川事務所の「川上ダムの計画について」は史実を隠し、治水上の重要な要素等への考察もなきが如く、治水哲学欠落の説明であり、このまま川上ダムを建設してしまいたいという露骨な文書でしかない。ダム建設は取り止め、用地は広葉落葉樹を中心とした「緑のダム森林公園」に事業変更していただきたい。

423 月ヶ瀬憲章の会 代表 浅野隆彦氏

- 川上ダム建設予定地およびその近傍に第四紀断層があるかどうかについて、近畿地方整備局の説明は、断層と判断する証拠はないとのことであったが、航空写真からの判断では、ダム堤体より 250 m 南東側を「すずらん台」住宅街の南東端から「桐ヶ丘」住宅街の真ん中を抜ける、北北東走向の 3 km を超える線状模様が認められる。この線状模様は活断層ではないかとの疑いを持っている。「基礎原案」5.7.2 の(3)川上ダム、の調査、検討の内容に、「5)地質調査を更に詳細に厳密に行い、ダム災害を確実に防止することが可能かどうか、その為に必要な費用を含め精査すること」を追加するよう、「意見書」で取り上げていただきたい。
- 10/29 意見書(案)第 部において、「基礎原案」では、事業中のいずれのダムについても、調査・検討を継続するとしているため、現段階で評価し、意見を述べることはできない」としているのは不十分である。「基礎原案」では各ダムの調査検討内容として、「治水上は有効」とであると結論しており、「意見書」ではこれに対して、「その結論も、現時点では無意味であり、治水上の有効性も更に調査・検討が必要である」と指摘していただきたい。
- 10/29 意見書(案)第 部において、川上ダムの目的である上野地区における既往最大規模の洪水による浸水被害の解消について、「解消は不可能であり、われわれが実現できるのは軽減でしかない」としながら、以上の理由により「『上野地区における既往最大規模の洪水による浸水被害の解消』が最重要課題」としているのは矛盾極まりない。「軽減」と統一して欲しい。

その他

Y22-01 畑中 尚氏

木津川、川上ダムに関連する事業検討班のとりまとめの内容に、大筋で賛成する。川上ダムは中止の可能性も含めた検討を継続して頂きたい。

317 畑中尚氏

川上ダム建設の地元住民として今回の淀川水系流域委員会の提言案に賛成である。近畿地方整備局の説明資料においても流域委員会の意見の反映として決断されたものと推察する。歴史は着実に前に進んでいることを実感した。

382 竹之矢虎雄氏

平成 15 年 7 月 6 日に河川管理者が「川上ダムに関する意見交換会」を実施するとのことだが、地元でこれに関わった者にはこのチラシは座視し得ない。いったい何のための会合なのか。川上ダムの建設計画を公表してから 35 年が経過し、ダム関連事業も進んでいるのに、いままさら「考えてみません

頂いたご意見

か」などということほど無責任な対応はない。流域委員会はダム反対の提言を出し、各種の会合ではダム建設推進派を集め「反対とはまかりならない」との声を挙げさせている。ダム反対、賛成の両建てを作り上げ、我が身（ダム起業者）への批判を回避しようとしている。このような状況では進んで地獄、引いて地獄の自滅を築き、被害者をして更なる地獄に追いやるだけである。



流域委員会の考え方

意見書での記述	<p>p.7-6 7.2.2 (3) 川上ダム</p> <p>基礎原案によると、川上ダムの建設の利点として「上野地区における既往最大規模の洪水による浸水被害の解消」と「下流部における浸水被害の軽減」の2つが挙げられている。</p> <p>「上野地区における既往最大規模の洪水による浸水被害の解消」については、川上ダムに治水上の効果は認められるものの、川上ダムの集水域は上野地区のその一部に過ぎず、効果は限定的である。また、計画高水より大きな規模の洪水に対して、ダムの治水機能は低下することを考慮しておく必要がある。</p> <p>なお、これまでの淀川水系の河川整備では、計画高水として「確率洪水」が採用されてきたが、基礎原案では「既往最大規模の洪水」を対象としている。既往最大規模の洪水を選択したことについては、「選択理由」、「確率洪水との関係」、「これまでの計画あるいは他水系の計画との整合性」を明らかにする必要がある。</p> <p>また、「下流部における浸水被害の軽減」については、どの程度浸水被害を軽減できるかが不明確である。</p> <p>代替案については、基礎原案に示された「遊水地の掘削拡大案」のほか、「越流堤高・長の変更」などについて再検討するとともに、新たな遊水地・放水路などについても検討する必要がある。また、土地利用の規制・誘導などの流域対応についてもより積極的な検討が必要である。</p> <p>なお、川上ダムの環境面への影響は重大である。ダムの貯水域は多様な生物が生息・生育する豊かな自然環境に恵まれており、オオサンショウウオの保護増殖が実施されるなど、環境を考慮しようという姿勢が見られるものの、生態系全体の保全が必要である。</p>
説明	<p>川上ダムは、基礎原案によりますと、「上野地区における既往最大規模の洪水による浸水被害の解消」と「下流部における浸水被害の軽減」が主たる目的とされていますが、どのような大洪水に対しても被害を回避・軽減するという観点からみますと、河川対応と流域対応を併用しました代替案が十分検討されたとはいえないと考えています。</p> <p>皆さんの意見で指摘されています「治水に対する有効性」、「代替案」、「断層の問題」、「土地利用の規制」、「ダム計画が検討され始めてからの長期にわたる社会的影響」などにつきましては、流域委員会も深い関心をもっており、それぞれにつきまして河川管理者がどのような対応をするかを真剣に見守り、適宜意見を表明したいと考えています。</p> <p>川上ダムの建設につきましては、基礎原案では「調査検討中」として結論が先送りされていますので、今後その結果が出た時点で改めて流域委員会としての意見を表明いたします。</p>

論 点	ダム - 9	丹生ダム
--------	--------	------

頂いたご意見

ダムの有効性に疑問

B24-02 関西のダムと水道を考える会 野村 東洋夫氏
 河川管理者が提示した丹生ダムの計画案で大きな比重を占める環境改善容量について、「改善容量が必要になるのは空梅雨のときのみである」「空梅雨の年でも、産卵のピークである5月から6月には瀬田川洗堰の操作規則が優先するために丹生ダムは機能できない」「8月の異常渇水の場合も、6月から7月に既に空梅雨で丹生ダムの水を流して丹生ダムはすでに空に近いはずであり、その後丹生ダムの流域だけ雨が降ることは考えにくく、これに対する効果も考え難い」「昭和14年の異常渇水をもとにしたシミュレーションで、9000万トンを琵琶湖に流入しなければならないと説明されていたが、このシミュレーションには淀川下流部の農業用水の取水実態が正確に反映されておらず、反映すれば数値は大きく変わる」という4つの点で疑問があり、実際にはあまり環境改善につながらないと思われる。環境改善は、操作規則の見直しを考えることが本筋だ。

B25-02 関西のダムと水道を考える会 野村 東洋夫氏
 大阪府営水道、阪神水道が丹生ダムの利水事業から撤退するということが日経新聞で報道された。京都府営水道についても、丹生ダムに参画しなくとも、桂川の水や天ヶ瀬ダムの再開発の分で十分まかなえらると思える。丹生ダムについて議論を行う際は、このことについてご認識いただきたい。

322 関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏
 丹生ダム計画においては「異常渇水時の緊急水補給」と「水道利水」の2つのダム目的が極めて大きなウェイトを占め、ダムの有効貯水池容量全体の71%を占める。この2つのダム目的が、今や無意味、不必要であり計画として成り立たない。「丹生ダムは中止」としてこれを記載せず、高時川、姉川の治水計画については別途、新たな方策を策定すべきである。

323 脱ダムネット関西
 今後の整備計画策定および委員会審議において、余野川ダム、丹生ダム、川上ダム、大戸川ダムについては、治水、利水、環境負荷の面から不要なダムであり、整備計画に掲載すべきものではなく、整備計画の中でそれぞれの事業・計画を中止することを明記されたい。「提言」においても、ダム建設について「原則として抑制する」としており、提言を尊重し、工事などの事業は速やかに一旦中止することを要請する。また、近畿地方整備局は各ダム事業・計画について2003年度予算を計上しているが、各事業・計画は不要であるため2003年度以降の予算を計上しないよう要請する。

378 関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏
 ・丹生ダムに環境改善容量が設定されているがこれが必要になるのは空梅雨の年であって、通常年にはほとんど無用の長物と理解しているがいかがか？
 ・丹生ダムの環境改善容量は琵琶湖水位の急速な水位低下の緩和にある。魚類産卵ピークの時期は水位操作規則により洪水期制限水位まで下げることになる。したがって、この操作規則がある限り、丹生ダムの環境改善容量を注入することはできないのではないか。
 ・丹生ダムの説明資料に、空梅雨の時期に丹生ダムから補給できるような説明があるが、そもそも渇水なので補給できる容量は存在しないのではないか？また、通常年にはほとんど無用の長物と理解しているがいかがか？
 ・第21回委員会（5/16開催）河川管理者提供の説明資料で、昭和14年の渇水シミュレーション結果を基に丹生ダムからの補給水の必要性が示されているが、農業取水量の使用条件が過大である。異常渇水時は補償対策水位を活用すべき、平成6年渇水でもBSL-123cmだったことを重視すべきである。

405 関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏
 「基礎原案」は丹生ダムに関する限り、相も変わらぬ矛盾に満ちた記述が多い。
 ・「琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化が生態系に及ぼす影響の軽減策を緊急に実施する必要がある」とについて、何故「緊急に実施する必要がある」のか、理解に苦しむ。まずは水位低下の及ぼす影響について時間を掛けて十分な「調査検討」を行うべきではないか。
 ・「急激な水位低下の抑制策としては、丹生ダム等の貯留施設が有効である」とについて、琵琶湖の急激な水位低下の最たるものは、毎年5月半ばから6/16までの1ヶ月間で行われる約50cmの水位低下であり、この時期が琵琶湖魚類にとって最も重要な産卵期である。「瀬田川洗堰操作規則」に従って行われている以上、たとえ丹生ダムを造り、これに「環境改善容量」と称する約900万m³の水を貯留したとしても、琵琶湖に放流出来るのは6/16以降であり、しかもその効果は僅かに14cmで

頂いたご意見

あり、放流が必要となるのは「空梅雨」の年だけで丹生ダムの「環境改善容量」は極めて非効率なシロモノである。

- ・「琵琶湖への補給水を活用して淀川水系の異常渇水時に緊急水を補給することができる」について、丹生ダムの「環境改善容量」約 9000 万 m³ の水位効果は、琵琶湖水位を僅かに 14cm 上げる程度のものでしかなく、空梅雨の年の 6~7 月における琵琶湖の急速な水位低下を緩和するため、この時期に既にほぼその全量が注入されてしまっている筈であり、この時期に丹生ダムにだけ大量の水が蓄えられている筈がない。

ダムは有効で地元には必要

R21-02 三國 昌弘氏

琵琶湖の水位低下や高時川の瀬切れ解消など河川環境保全を目的とした丹生ダム計画は十分理解できるものだ。地元住民としてはできる限りの協力をしたいと思っている。丹生ダム建設のための調査検討に1~2年をかけているのは、地元住民の考え方も変わってきて、大変大きな問題が起こってくる。早急に結論をお願いしたい。

335 高時川治水対策促進協議会 会長 北村又郎氏、湖北土地改良区 理事長 酒井研一氏

琵琶湖総合開発事業により、下流府県は治水・利水ともに大きな恩恵を受けている一方で、地元では琵琶湖の自然な水位変動を犠牲にしたことにより琵琶湖の環境悪化に拍車がかかり、治水・利水においてもなら得るところがない。丹生ダムにより高時川の洪水対策を図るとともに、不特定用水の補給を得、治水、利水における安全・安定・安心を早く手にしたい。下流府県向けの事業で琵琶湖環境をいたぶりながら、地元向けの事業では環境を足枷にするのは納得できない。丹生ダムが環境にどれだけの負荷があるかも知ろうとせずに、頭から環境への影響を問題視する進め方は誤りである。河川管理者も、丹生ダムの環境への影響でのプラス面、マイナス面を多義にわたって明確に示す必要がある。

365 高時川の明日を考える住民大会実行委員会

「高時川の明日を考える住民大会」と題した、丹生ダムの早期実現にむけての住民大会に約 750 名が参加した。講演者や一般参加者から高時川流域住民の安全、琵琶湖の環境を守る、高時川が未来に向けて癒しと安らぎの場であり続けるためには丹生ダムの早期完成が絶対必要であることが意見紹介された。流域委員会にこのことについて理解を深めて頂きたい。

ダム建設に対する要検討事項

409 日特建設 株式会社 鎌田忠則氏

「原案」での洗堰の水位操作と丹生ダムについて：「原案」で挙げている、琵琶湖の急激な水位低下が魚類等の産卵・生息に影響している恐れがある問題について、長期的、継続的な調査研究が必要である。また、丹生ダムからの補給による琵琶湖の水位低下抑制効果と環境への影響について、詳細な調査検討を行うとしているが、1年や2年で答えが出るとは思えない。早計に丹生ダムの結論を急ぐべきではない。ただ姉川・高時川の瀬切れ解消、洪水被害対策軽減などの対策との間におこる大幅な時間的ズレが、深刻な問題となることが想像される。

その他

R26-07 三國 昌弘氏

丹生ダムに関しては、委員会や琵琶湖部会で十分議論されていないにもかかわらず、第 部の中で否定的な意見が出されているのは、おかしい。河川管理者の結論を委員会の意見へと誘導しようとする内容となっており、納得できない。また、高時川等の非直轄区間についても意見を述べているが、これは委員会の権限を越えているのではないか。

353 関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏

[河川管理者に対する説明資料(第1稿)]についての質問]

丹生ダムについて、

- ・「丹生ダム」計画には当初から「異常渇水時の緊急水補給」という目的が設定されており、4050 万トンという大きな貯水池容量が割り当てられているが、これを琵琶湖面積で割ると僅か 6cm にしかならない。僅か 6cm では殆ど無意味であり、むしろダムを作ることにより生じる北湖の恒常的な水質悪化や水温攪乱などが生態系に及ぼす悪影響の方が遥かに深刻である。整備局の見解を聞きたい。
- ・そもそも、「琵琶湖水位の低下による生態系への影響」と「琵琶湖総合開発」の理念とは矛盾する。同開発計画は淀川下流域の水利用のため、40m³/s の水資源開発を主要目的とし、琵琶湖の「利用水位」をマイナス 150cm、「補償水位」をマイナス 200cm と設定している。「琵琶湖の生態系」を強調することは、この「世紀の大事業」を否定することに繋がる。整備局の見解を聞きたい。

頂いたご意見

・このダムの水資源開発に参画している3つの事業者（大阪府営水道、京都府営水道、阪神水道企業団）はいずれも、現在も将来も水余りであり、このダムからの新規水利権を必要としていないことは流域委員会に訴えてきたが、整備局の見解を聞きたい。

369 姉川水系漁業被害対策委員会 委員長 鳥塚五十三氏
ダム工事に関する付帯工事としての道路工事・河川工事に関連して、濁水だけが下流に流れ込み、漁業者は大変な被害を受けてきたが、丹生ダム建設の中止又は工事延長となった場合、これまでに与えた経済的な被害をどのように考えられるのか聞かせて欲しい。

376 関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏
[河川管理者に対する質問]
丹生ダム「見直し案」と費用負担：第21回委員会(5/16)、近畿地方整備局配布資料3-1について、従来の計画で6100万m³を占めていた水道用水が全く明記されておらず、仮に水道利水の撤退、縮小があれば国や滋賀県の大幅な負担増となる。近畿地方整備局はこのダム費用負担の見通しを立てた上で、見直し案を提示されたのかどうか伺いたい。

375 関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏
第21回委員会で河川管理者より丹生ダムに関する説明があったが、「環境改善容量」に対する説明は下記の通りか確認したい。
・6/16以降の琵琶湖の急速な水位低下の抑制方法として、丹生ダムに3月の雪解け水や4、5月の降雨を貯留しておき、これを6～7月に琵琶湖に注入してやれば、水位低下を緩和することができる。
・60年前の渇水状況のシミュレーションを行った。丹生ダムは底をつき、琵琶湖に注入できる状況にないが、それでも6～7月に丹生ダムからの注入ができていれば、利用低水位の範囲内におさめることができる。
・夏から秋にかけておこる姉川・高時川の瀬切れ解消には、丹生ダムからの放流が効果的である。

388 小野富雄氏
丹生ダム建設について、木之本町の町民アンケートをとった。150名の返信があり、建設に賛成19.9%、建設に反対39.4%、関心ない33.8%、回答なし7.3%という結果がでた。洪水対策としては、河川の掘削、旧来の砂利堤防でなく、必要な箇所にはロックフィルダムのようなコアを入れた堤防の構築でよいのではないか。

399 大阪弁護士会 赤津加奈美氏、針原祥次氏、伊藤寛氏、和田重太氏、中島清治氏
・利水面では、大阪府は丹生ダムと大戸川ダムの2事業から撤退する方針を固めたとされており、丹生ダムの利水面における必要性が大半失われた。丹生ダムの主要な目的は、利水であったはずであり、計画を続行することは無意味であるにもかかわらず、説明資料では琵琶湖における急激な水位低下の抑制、瀬切れ解消、といった目的、必要性を追加的に、しかも主要な目的であるかのように説明すること自体、丹生ダム計画自体のいい加減さを如実に物語っている。
・治水面では、「洪水対策が必要」とされている。「姉川水系における滋賀県の治水の考え方」の中で、高時川に約3000万m³の治水容量を必要とする説明に基づくものであるが、この3000万m³の根拠は示されていない。ダムは最後の手段であるとの前提のもと、代替案について十分に検討されなければならない。なにをもってどのように困難であるとするのが全く不明である。
・環境面では、クマタカの棲息など非常に高い自然度を保っている。ダム建設による環境へのマイナスの影響とその他代替案における影響、その比較については何ら検討されていない。

流域委員会の考え方

意見書での記述	<p>p.7-7 7.2.2 (4) 丹生ダム 基礎原案によると、丹生ダムは、「琵琶湖水位の急速な低下と低水位の長期化の抑制」、「淀川水系における異常渇水時の緊急水の補給」、「姉川・高時川の河川環境の保全・再生」、「姉川・高時川の洪水被害軽減」を利点としている。 「琵琶湖水位の急速な低下と低水位の長期化の抑制」については、水位の抑制効果だけでなく、それがもたらす琵琶湖の自然環境への改善効果を明らかにする必要がある。さらに、琵琶湖の自然環境の一部を改善するために丹生ダムによる周辺環境への悪影響が許されるかという環境振替への疑問についても説明する必要がある。 「淀川水系における異常渇水時の緊急水の補給」については、高時川の河川環境保全のための放流などを考慮すると、渇水時に緊急補給用としてどれだけの水量が丹生ダムに残されてい</p>
---------	--

	<p>るかに不確実性がある。</p> <p>「姉川・高時川の河川環境の保全・再生」については、灌漑期に発生する「瀬切れ」を解消するには、丹生ダムからかなり大量の放流が必要であり、前二者との整合がはかれない可能性がある。</p> <p>「姉川・高時川の洪水被害軽減」については、計画高水以下の洪水に対しては一定の有効性が認められるものの、計画高水を超える洪水に対する有効性は低下するため、ダム計画の如何にかかわらず河道整備が必要である。</p> <p>一方、丹生ダムの代替案として、瀬田川洗堰の操作の見直し、節水、農業用水との取水調整、堤防補強などの河川対応、警戒・避難などの流域対応など、各種のものが考えられ、真剣な検討が必要である。</p> <p>丹生ダムの建設で懸念されるのは環境への影響である。ダム周辺の多くの生物が生息するかけがえのない自然環境への影響のほか、琵琶湖にとって重要な低温の融雪水の補給状況の変化や、ダム湖の水質悪化や水温変化、琵琶湖の生態系への不可逆的影響などについて、最新の科学的知見も取り入れ、慎重に検討する必要がある。</p> <p>なお、高時川は天井川であり、激甚な被害が発生する可能性が高いにも関わらず、丹生ダムの建設を前提として、高時川河川敷の樹木が放置されるなど、河川管理面に問題が生じており、早急に調査・検討の結果を示す必要がある。</p>
説明	<p>丹生ダムにつきましては、基礎原案に示されました利点のなかで、とくに「姉川・高時川の洪水被害軽減」につきましては「一定の有効性がある」と評価しています。しかし、ダムによる治水機能が十分に発揮されるのは計画高水以下の洪水に対してであり、計画高水を超える洪水に対しましては機能が低下します。したがって、天井川で危険性の高い姉川・高時川の洪水対策をダムにのみ求めることは不十分であり、河川対応と流域対応を併用した対応が不可欠と考えています。この点につきましてこれまでの検討は十分だとはいえません。</p> <p>琵琶湖や姉川・高時川の「環境面での利点」につきましては、意見書に示しましたように、代替案についての検討がさらに必要であると考えています。「異常渇水時の緊急水の補給」につきましては利水のあり方から抜本的な見直しが必要と考えています。</p> <p>このような論理的な検討の結果として、意見書には「中止することも選択肢の一つとし、提言の趣旨を尊重した抜本的な見直しが必要である」と記述しました。</p> <p>丹生ダムの建設につきましては、基礎原案では「調査検討中」として結論が先送りされていますので、今後その結果が出た時点で改めて流域委員会としての意見を表明いたします。</p> <p>なお、意見書にも記述しましたように、ダムの調査検討につきましては早急に結論を出すことと同時に、河道の管理面で問題のある個所（例えば、樹木の伐採など）につきましては早急に対策を実施する必要があると指摘しています。</p>

論点	ダム - 10	余野川ダム
----	---------	-------

頂いたご意見

環境への影響

413 Kumaki Minoru 氏
自然を大切にする施策に賛成。コンクリートから自然堤防へ。堤防への植樹も検討してほしい。大戸川、余野川ダム建設は反対。いずれも自然環境を大きく損なう。

治水の効果と代替案

R21-07 大阪自然環境保全協会 岡 秀郎氏
本日のダム計画見直しの説明では、ダムの良い面だけが説明されていた。河川管理者は、例えば、余野川ダムの代替案の1つとして、猪名川の河道掘削の原資料を持っているはずだ。委員会に提出されている資料だけではなくて、原資料をもとに議論すべきだ。

119-01 大阪自然環境保全協会 高田 直俊氏
下流の整備が不十分なために一庫ダムは計画放流 650m³/s のところ 150m³/s しか放流できない、あるいは銀橋狭窄部の開削ができないということなので、まずは下流の堤防の安全性確保が必要である。余野川ダムの資金は、治水の最優先事項である堤防強化に回すべき。

120-01 大阪自然環境保全協会 新保 満子氏
銀橋の狭窄部は岩倉峡や保津峡等とは事情が違うことをふまえて、開削の可能性についてもう少し踏み込んだ意見を出せないか。開削を提言するなら、明らかに余野川ダムは不要となる。

318 緑と環境を守る 箕面まちづくりセンター 事務局長 岳野興一氏
猪名川流域の治水、利水ダムは、その流域の巨大開発を前提に、その河川が危険になるため浮上してきたものと考えられる。自然環境保全の時代に時代錯誤であり、乱開発の「土地利用の予測」の撤回こそ最優先すべき問題である。具体的な問題点の改良整備を計画的に進めれば、相当の治水水準の確保は可能であり、防災治水の資料と情報を公開し、住民とともに猪名川流域の問題点の解決と新しい総合治水、多自然型の川づくりへ前進することが求められる。本格的な学校校庭貯留や遊水地、各戸貯留の普及、排水能力のアップ、森林整備を進めて緑のダムなど総合的な流域対策を推進することが猪名川流域における合理的な治水対策である。計画・工事中の余野川ダム中止を委員会報告では明記していただきたい。

利水目的の議論

117-01 前川 謙二氏
計画中・工事中のダムについては、河川管理者から整備計画原案が提示された後に検討されるとのことだが、余野川ダムについては、20～30年先を見据え、周辺の土地利用のあり方と水需要の予測を十分に再精査して、慎重にご検討いただきたい。

117-04 阪神水道企業団（尼崎市議会議員） 丸尾 牧氏
尼崎市では、水需要予測を見直す方向で進んでいる。尼崎市の水需要を見直すだけで、余野川ダムの貯水量が見直せると思うので、提言についてもそのあたりの数字までもう少し踏み込んだ内容にしていただきたい。

R21-01 箕面市議会議員 増田 京子氏
水余りの現状を考えると、一庫ダムから余野川ダムに利水容量を振り替える必要があるとは思えない。

353 関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏
[河川管理者に対する説明資料（第1稿）]についての質問
余野川ダムについて、このダムの水資源開発から、箕面市は撤退を決め、現在は阪神水道企業団のみが残っているが、この企業団についても、現在・将来共に水余りであり、このダムからの新規利水を必要としていないことを流域委員会に訴えてきた。整備局の見解を聞きたい。

390 関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏
近畿地方整備局は、余野川ダムを利水専用ダムとする案を示し、湯水傾向の強い「一庫ダム」の利水容量の内、池田市と豊能町の容量を余野川ダムに振替えるとしているが、現在既に「大阪府営水道」が導入されつつある現実を無視したものであり、府営水道の増量を行えば、新たに利水ダムを造る必要はない。

頂いたご意見

408 千代延明恵氏

流域委員会は、提言並びに意見書（素案）のなかで、ダムについて「原則として建設しない」「考えうるすべての実行可能な代替案の検討のもとで・・・住民の社会的合意が得られた場合にかぎり建設する」としているが、猪名川の銀橋狭窄部開削に関して、なぜ余野川ダム建設の代替案の1つとして検討対象にされなかったのか。狭窄部が極めて短いため開削の工事に要する期間も短く、費用も少額ですみ、狭窄部開削に対応する安全度を損なわないための工事期間、費用も他の狭窄部の比較にならないと思われることから、余野川ダム検討の前に、銀橋狭窄部開削に必要な工事のための期間と費用について河川管理者に誠実に算定させてほしい。「考えうるすべての実行可能な代替案の検討」と提言しながら、銀橋狭窄部の開削という切り札ともなりうる代替案の検討を放棄することは絶対にやめていただきたい。

ダムの有効性に疑問

320 余野川ダム反対連絡会 岡氏・新保氏

治水、利水の面で必要性がなく、環境をこわし、財政に大きいのしかかる余野川ダム建設計画は問題だと考え、その早急な見直しを求める。ダムには税金が使われる。このような無駄遣いをゆるすことはできない。希少野生動物が生息し、豊かな植生が形成されている大事な財産を、ダム建設によって全て失うことになる。水道料金が上がるため、箕面市は余野川ダムからの水は使わないと言っている。水需要は減少しており、水は余る可能性が大であり「利水」という目的はない。余野川と合流する猪名川の基本高水を3500m³/sと設定しているが、既往最大流量は1948年の台風時の1650m³/sであり、2倍以上も高く設定されている。一庫ダムよりも大きいのが、洪水調整の効果はその4割しかなく、効率の悪いダムである。総合的な治水対策への転換が重要。委員会報告では余野川ダムの中止を明記していただきたい。

323 脱ダムネット関西

今後の整備計画策定および委員会審議において、余野川ダム、丹生ダム、川上ダム、大戸川ダムについては、治水、利水、環境負荷の面から不要なダムであり、整備計画に掲載すべきものではなく、整備計画の中でそれぞれの事業・計画を中止することを明記されたい。「提言」においても、ダム建設について「原則として抑制する」としており、提言を尊重し、工事などの事業は速やかに一旦中止することを要請する。また、近畿地方整備局は各ダム事業・計画について2003年度予算を計上しているが、各事業・計画は不要であるため2003年度以降の予算を計上しないよう要請する。

324 和田淳二氏

箕面市民として、余野川ダム建設に次の理由により反対である。地元の箕面市でさえ料金が高くなる等の理由から余野川ダムの水は使わないといちはやく決定した。阪神間の各地でも客観的には水余りの状態が続いており、将来的にも余野川ダムからの水供給をうける必要は想定できない等、利水面からのダム建設の根拠はない。治水の計画では荒唐無稽なほど高値の「基本高水」が設定されており、説得力に欠ける。少なくとも余野川ダムの対象地域では、水害を防止にはコンクリートのダムではなく、総合的な治水対策が必要である。治水面からもダム建設の根拠はない。余野川ダム予定地は里山であり、雑木林、めずらしい鳥のさえずり、鹿の足跡、炭焼きがま等かけがえのない環境がある。ダム本体の建設だけで500億円以上の負担は税金の無駄遣いである。「百害あって一利なし」のダム建設の中止を一刻も早く決定すべきである。

399 大阪弁護士会 赤津加奈美氏、針原祥次氏、伊藤寛氏、和田重太氏、中島清治氏

「説明資料（第2稿）」の余野川ダムについて

- ・利水面では、余野川ダムから水道水を取得する予定であった2団体が、ともに撤退を表明した。今後も水需要増加の予測は成り立たないため、利水面からの余野川ダムの必要性はなくなったというべきである。
- ・治水面では、余野川ダム事業計画策定後（昭和40年以降）余野川、猪名川流域において深刻な水害は発生していない。これは効果的な河川改修工事が行われているからである。現行の改修計画を進め、総合治水を推進すべきであり、考えうるすべてのダム代替案をまず検討すべきである。S28年9月洪水の1.5倍の降雨条件による被害想定がされているが、どの程度の確率なのか。被害金額の計算式やデータが公表されていない。余野川ダム計画においては基本高水を毎秒3500トンとしているが、高く設定しすぎているのが最大の問題である。
- ・環境面では事業計画地域には、絶滅危惧種も多く生息し、昆虫の宝庫でもある。生物多様性が損なわれる点は看過できない。

その他

117-03 前川 謙二氏

余野川ダムは、一庫ダムと比較してほぼ同程度のコンクリートを使うが、総貯水量は53%に過ぎない

頂いたご意見	
<p>など投資効率の悪いダムではないか。余野川ダムに投資する費用を総合治水に回すべきである。</p>	
<p>R18-04 大阪自然環境保全協会 新保 満子氏 先日、提言をふまえ、余野川ダムで進んでいる関連工事を中止すべきであり、この点に関してお返事を頂けるよう、国土交通省および猪名川総合開発工事事務所に要望書を提出した。後日、猪名川総合開発工事事務所からホームページ上で回答させて頂きたいとお返事を頂いたが、きちんと文書にてご回答頂きたいと思う。素晴らしい提言が出ても、関連工事が進んでいては意味がない。</p>	
<p>R26-06 箕面市議会議員 増田 京子氏 意見書(案)第 部に記載されている余野川ダムの当初の建設理由に関する内容には誤りがあるのではないかと。もともとは、都市用水の確保と猪名川の治水を目的としていたと理解している。再検討をお願いしたい。</p>	
<p>R27-04 箕面市議会議員 増田 京子氏 余野川ダムでは5月以降も防災用ではなく工事中道路が建設されており、委員会と河川管理者の実情には乖離を感じる。住民の不信感を払拭するような整備計画にしていきたい。</p>	
<p>350 余野川ダム反対連絡会 [河川管理者に対する要望] 余野川ダムの建設を中止し、予算も執行停止してもらいたい。</p>	



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.7-8 7.2.2 (5) 余野川ダム 基礎原案に示された余野川ダムの主目的は「狭窄部上流多田地区の浸水被害の軽減」であり、それには「一庫ダムの治水機能強化」が必要であるとして、一庫ダムの堆砂容量の活用や、余野川ダムへ「利水容量の一部の振替」を行おうとするものである。また、余野川ダムの建設は「下流部の浸水被害の軽減」にも役立つとしている。 それぞれの目的には次のような問題がある。 「多田地区の浸水被害の軽減」の計画高水として「既往最大規模の洪水」が採用されているが、猪名川の既往最大洪水の規模は異常に大きく、年超過確率に換算すれば数千年に相当する。したがって、既往最大規模の洪水を計画高水とすることは、計画の達成という観点からみて実現性に問題があり、数十年規模の確率洪水を計画対象とせざるをえない。しかし、このように計画高水を小さくしても、川沿いに人家が密集したこの地区の浸水被害を軽減することはきわめて困難であり、人家の移転や耐水化を併用する必要がある。 「一庫ダムの治水機能強化」により、多田地区の浸水被害はある程度緩和されるものの、一庫ダムは猪名川の支川一庫大路次川に設置されており、ダムの集水面積とほぼ同じ面積をもつ集水域外から流出する流量への抑制機能はなく、抜本的解決にはならない。 「利水容量の振替」については、日吉ダム・大戸川ダム間の利水容量の振替に見られたように、距離が離れたうえに集水面積も異なるダム間で、例えば利水容量が同じであっても、同等の利水機能の振替となるか不明確である。 「下流部の浸水被害の軽減」については、余野川ダムの集水面積の大きさを考慮した浸水被害の軽減度を明らかにする必要がある。 余野川ダムの建設予定地は、大規模な宅地開発地に隣接する貴重な「里川・里山」で、豊かな生物の生息・生育地である。また、余野川の流水は隣接した北山川に分水され、北山川につくられた余野川ダムに貯留されることになっているが、ダムの容量に比べて集水面積が小さく、ダム湖水の回転率が小さいうえに、ダム湖周辺には新たな大規模な住宅開発が予定されており、水質悪化が懸念される。</p>
説明	<p>余野川ダムの主目的は、狭窄部上流の多田地区の浸水被害を軽減するためには一庫ダムの治水機能を強化する必要があり、一庫ダムの利水容量の一部を治水容量に組み入れるとともに、組み入れられた利水容量を余野川ダムに振り替えようとするものです。 余野川ダムの計画に対しましては、「環境に及ぼす影響への懸念」とともに、「水需要の実績が予測を下回っている現状で、利水容量の振替が必要か」、「浸水被害を軽減するには狭窄部の開削が有効ではないか」といった意見が寄せられています。流域委員会も「集水域の異なるダム間の利水容量の振替に対する同等性」についての不明確性を指摘しています。</p>

これらの意見に対しましては河川管理者から見解が表明されると考えていますが、銀橋狭窄部の開削につきましての流域委員会の見解は「治水-6」にも示しましたので、ご参照下さい。
余野川ダムの建設につきましては、基礎原案では「調査検討中」として結論が先送りされていますので、今後その結果が出た時点で改めて流域委員会としての意見を表明いたします。

論 点	ダム - 11	各ダムの今後の調査検討
--------	---------	-------------

頂いたご意見	
<p>399 大阪弁護士会 赤津加奈美氏、針原祥次氏、伊藤寛氏、和田重太氏、中島清治氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明資料（第2稿）では、「5具体的な整備内容」において、調査検討内容として、すべてのダム事業について「有効である」旨を表明しているが、まず、必要性を十分に吟味した上で、仮に必要性が認められた場合、どの程度の対策が必要かを明らかにし、その上で考えるすべての実行可能な代替策を十分検討し、ダム以外に実行可能かつ有効な方法がないことを明らかにすべきである。 ・ 河川管理者に対して判断形成過程を明らかにすることを求め、徹底した説明責任を負わせた提言の趣旨に合致しているとは言い難い。「最終案だけではなく、設定した複数の代替案について評価結果など計画策定の判断過程に関する情報を検討過程も含めて公表する」との提言に対し、例えば、説明資料で記されている、「狭窄部上流の浸水対策や既存ダムとの間において利水容量振替の検討」の前提となる治水容量の判断について、根拠及び判断の妥当性について具体的検討結果が明らかとなっていない。 	



意見書での記述	<p>p.7-5 7.2.2 各ダムの調査・検討内容</p> <p>基礎原案では、現在事業中の5つのダム(新規4、再開発1)について、治水面などの有効性を示しているが、「代替案に関してさらに詳細な検討を行う」、「環境等の諸調査を行う」、「土砂移動の連続性を確保する方策の検討を行う」、「利水について水需要の精査確認を行う」などの調査・検討を継続するとして、いずれのダムについても結論が先送りされている。</p> <p>結論からいえば、以下に示す検討により、事業中のダムについては、治水面の有効性が認められるものの、限定的であり、建設に伴う自然環境への影響が大きい。さらに、ダムの有効性として新たに追加された環境振替ならびに利水の振替については、論理性ならびに同等性に問題がある。</p> <p>したがって、事業中のダムはいずれも、中止することも選択肢の一つとし、提言の趣旨を尊重した抜本的な見直しが必要である。</p>
説明	<p>事業中のダムにつきましては、基礎原案でそれぞれのダム有効性が示されています。意見書ではダムの章で基本的に明らかにしなければいけない問題点（環境振替、計画高水、利水等）を列挙しています。個々のダムについては、今後さらに調査検討がなされることになっていますが、意見書で指摘しました事項につきまして明確な結果が早急に示されることを期待しています。</p> <p>いずれのダムの建設につきましても、基礎原案では「調査検討中」として結論が先送りされていますので、今後その結果が出た時点で改めて流域委員会としての意見を表明いたします。</p>

8 関連施設

論 点	施設 - 1	淀川河川公園の整備
--------	--------	-----------

頂いたご意見	
404	佐川克弘氏 「基礎原案」訂正のお願い。p.30「4.8.1 淀川河川公園」の「淀川河川公園基本計画改定委員会（仮称）」には学識経験者・自治体に加えて”住民団体”も加えて欲しい。住民の要望も多様であり、相互に理解して生きながら妥協の道を探っていく必要がある。住民団体の参加は不可欠だと考える。



流域委員会の考え方	
意見書での記述	p.8-1 8.1 淀川河川公園の整備の方針 基礎原案によると、淀川河川公園は年間520万人もの市民に活用されているとのことであるが、「河川の生態系を分断しているところもあり、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている」との現状認識に基づいて、「淀川河川公園基本計画の見直しを行う」としたことは評価できる。ただし、見直しの検討を行う「淀川河川公園基本計画改定委員会（仮称）」には学識経験者・自治体に加えて住民・住民団体などが参加することが望まれる。 また、「堤防補強対策の実施と連携した高水敷における公園の一体的整備の検討」については、水陸移行帯を復活させる工夫が必要である。
説明	基礎原案では、河川公園整備に際しては、「淀川河川公園基本計画改定委員会（仮称）」で議論をすることになっています。意見書でも述べております通り、この委員会のメンバーには、住民・住民団体が参加することが望ましいと考えています。

9 居民参加

論 点	住民 - 1	住民参加に関する基本的な考え方
--------	--------	-----------------

頂いたご意見		
具体的な方法のご提案		
R17-03	藤田 政治氏	河川管理者は、河川整備計画に住民意見を十分に反映するために、住民説明会を数回実施して、その結果の反映も知らせながら、住民意見を河川整備計画にフィードバックしていく必要がある。
B21-01	関西のダムと水道を考える会 野村 東洋夫氏	ダム問題を考える会を開く場合、建設予定地域の住民や自治体は多分集まりやすいが、下流の住民、関心を持っているグループなどが集まれるかどうかが問題である。そこで、住民意見の聴取を実施する際には、関心の高い市民団体について事前にモニターのような形で登録しておき、説明会の開催予定等の情報を発信する必要がある。
C03-02	前川 協子氏	地域の協議会では、新旧両方の住民意見の反映を考慮してほしい。地域には、古くから住んでいる住民の長のような存在があり、新しく移り住んできた人の意見がなかなか採り入れられないような現状がある。
R26-09	大阪自然環境保全協会 新保 満子氏	河川管理者は自らが主催する会に住民等と呼ぶだけではなく、住民等が主催する集会にも積極的に出向いて意見の交換や聴取をするよう、第 部（計画策定における住民意見の反映について）に追記すべき。
372	枚方市役所 理事 池貝浩氏	流域委員会で議論されている市民参加のあり方に関連して、「淀川流域エコミュージアム構想」の提案をしたい。提案のポイントは 対象となるエリアや分野を広げて誰もが気軽に参加できる。多様な主体の連携と協働の場を用意する。地域の活性化につながる。である。市民参加のあり方の検討に当たって、市民やNPOからの意見やアイデア等を募り、討論する事が効果的である。これに関する対話集会の開催を希望する。
379	余呉町 東野更正氏	近畿地方整備局が開催した集まり(030629開催)では参加者の発言が一部の人に偏っていた。立場の違ういろいろな層の発言があつてこそ、集まりの意義があるのではないか。もう少し学術的、科学的な姿勢がないと議論が深まらず、従来の公共工事誘致の議論になる恐れがあるとの感想を持った。
392	枚方市 理事 池貝浩氏	8/30開催の若者討論会への参加を踏まえ、市民参加のあり方について述べる。一般住民の河川整備計画への関心は低調である。そこで以下の提案をする。世界水フォーラムのデータベースやネットワークを活用、市民団体に実施したい活動のアイデアを募集、テーマごとにワークショップ形式で討論・発表し、流域委員会等の意見交換、団体相互のゆるやかな、相互の連携を確立し今後の展開に備える。
検討が必要な事項		
J05-01	瀬田川リパブレ隊 富岡氏	川に落ちた子どもに、「だから川に近づくなと言ったでしょ」と母親が強く叱るのを目撃した。住民の意見と言うのは本当に難しいので、その本音を聴く仕組みが必要である。住民の意見を聴くのは大切だが、責任のある人が100年の計を考えて決定して欲しい。また、身近な川の水質検査をしたいと思っているが、なかなか方法がない。どこかへ持っていくと調べてくれるといったことで十分なので、そういったきめ細かい対応が欲しい。
I20-04	箕面市議会議員 増田 京子氏	河川管理者に円卓会議を申し込んだところ断られ、十分な意見をいうことができている。ダムや狭窄部に関しては、住民の声も入れられるような意見書をつくって頂きたい。
R26-10	藤田 政治氏	社会的合意について、第 部（計画策定における住民意見の反映について）には記述がない。記述しておくべき。

頂いたご意見	
	<p>R27-05 酒井 隆氏 情報公開、住民参加について、まだ実際に地元の声が反映されていないと感じている。今後の流域委員会で反映されていくのだと思うが、川の文化としての考え方を、国全体で考える方向で努力して頂きたい。</p>
	<p>325 前川協子氏 淀川水系流域委員会 提言（案）(021129 版)について ・4-18P.4-7 住民参加のあり方は、これからの施策を考える上で最重要課題なので、法制度も含めた別冊提言を期待する。</p>
	<p>371 リバープロジェクト 木村俊二郎氏 ・流域委員会「提言別冊」では関係住民の意見聴取方法について、説明会と対話集会もしくは対話討論会の2つの方法しかあげられていない。住民意見の聴取方法として、その対象によっては統計的な手法を導入する方法や住民全員の意見を直接調べる方法もあるのではないかと。 ・住民意見の聴取については、これまでの流域委員会では十分な討議が行われていなかったように思う。住民参加部会の討議でも駆け足討議であった。委員会全員の合意が必要と思わないが、河川管理者が意見聴取の際の目安となるよう、少なくとも委員会全員の意見を集約し、少数意見も明記した議事録を残しておくべきではないかと。 ・「住民参加」を含めた住民意見の聴取方法の検討にあたっては部会名も「住民参加部会」ではなく、「住民意見聴取部会」、「住民部会」の方が適当ではないかと。 ・提言別冊「4．結果の反映方法について」は「諮問する」「報告する」と細かく立ち入らなくて良いのではないかと。現在提示されている「整備計画」では「住民の意見」を反映したという具体的な記述が見あたらない、その部分については 印でもつけて資料添付してはどうか。 ・提言では「河川整備にあたっての視点、考え方、方向性等を示したものである」となっている、提言別冊でも「方向性」を示すにとどめ、参考資料又は委員会議事録として具体的な内容を添付すればよいのではないかと。詳細に規定することで却って現場の創意工夫の余地を少なくしてしまっているのではないかと。流域委員会の記録が現場の担当者をサポートするバイブル的な内容であれば素晴らしい。</p>



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.9-1 9 住民参加 「住民参加」は、住民と行政の協働型の望ましい川づくりを構築するうえで必要不可欠である。これには計画段階から推進に至る過程で、実効ある住民参加が保証されることが基本である。 基礎原案では、「今後の河川整備計画の推進にあたっては、計画の検討段階から住民および住民団体等地域に密着した組織との連携を積極的に行っていく。その際、双方はお互いの責任、役割分担等をつねに確認する。また、合意形成をめざして、それらの組織を活かした公正な仕組みを検討するとともに、異なった主体間の意思形成を有効にはかるためには、問題が生じた時だけでなく、日常的な信頼関係を築くことが重要である。その際、行政と住民の間に介在してコーディネートする主体（「河川レンジャー」の役割も期待される）」としている。このように河川管理者は、提言に示した住民参加の趣旨を真摯に受けとめ、実質的な住民参加のあり方をめざして模索しながら真剣に努力しており、大いに評価できる。 基礎原案には住民参加の手続きが多く取り入れられてはいるが、その多くは「住民意見を聴く」などまだ形式的なものであるといわざるをえない。住民参加を実効あるものとするためには、河川管理者が「これからの川づくり」に住民参加が不可欠であることを正しく理解・認識して、その理念を明確に示すことが望まれる。</p>
説明	<p>住民参加のあり方については、流域委員会のなかでも様々な試行と議論を積み重ねてまいりました。その結果、「考え方」については、ある程度のとりのまとめができましたが、「方法」については、今の段階で「こうすべき」と固定することはむしろ不適切であり、今後、幅広く意見集約を行いながら、いろいろな方法を試行錯誤し、よりよい方法を探求する必要があると考えています。 その意味で、今回、河川管理者が河川レンジャー（仮称）の検討や対話集会等を開催し、積極的にいろいろな方法を実施されようという姿勢は大変評価でき、今後の展開を大いに期待したいと考えています。</p>

住民参加と意見反映の方針は、上記に示した意見書1の委員会意見に記しております。なお、意見書2にも住民意見の反映方法について具体的な留意事項について記しております。
これらを含め、いろいろな方法を試行錯誤し、よりよい方法を探求する必要があると考えています。
今後とも、具体的アイデアやご意見をお寄せください。

10 委員会全般

論 点	全般	委員会全般に関する事項
--------	----	-------------

頂いたご意見		
委員会運営、議論の進め方等に関する事項		
R17-05	関西のダムと水道を考える会 野村 東洋夫氏	流域委員会では、一般傍聴者からの意見聴取が実施されたり、寄せられた意見が会議資料として配付されているが、それらに対する委員や河川管理者からの積極的な反応がほとんど感じられない。今後は、部会における一般傍聴者の発言の機会を2回設け、委員や河川管理者から意見があれば出して頂く等の配慮をお願いしたい。
B22-01	宇治防災を考える市民の会 志岐 常正氏	提言が出た後も下流では工事が進行し環境破壊が続いており、これでは何のために提言が出されたかわからない。整備計画の内容に沿って議論するのではなく、提言に沿って整備局が具体案を出しているのか等、提言の具体化を議論すべきではないか。
335	高時川治水対策促進協議会 会長 北村又郎氏、湖北土地改良区 理事長 酒井研一氏	「流域委員会とは」の説明資料では、委員構成は適切であるように記述されている。議論を拝聴し客観的に判断して、多くの委員はこれからの河川整備のあり方の判断を委ねうる代表者としては適わないといわざるを得ない。地域の特性に詳しいと称される委員の大部分は、観念的なダム反対論者である。また、環境関係を専門とする委員の多くは本質的に公共事業に批判的である。委員構成が適切でない。偏った委員構成の中で、多数意見として環境面に偏狭した提言がなされようとしている。委員の立場としては専門分野に関する知識・情報の提供にとどめるべきである。河川整備という重要な国土の有様に対して、観念的かつ憶測による判断で無責任な意見が多く述べられている。
368	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	一般傍聴者への配布資料は全ページ白黒印刷となっているが、グラフ等カラーでなければ判読しづらい場合がある。いつも会場に行って説明が聞ける訳ではなく、資料だけを見ることもあることから、少なくともそのようなページだけはカラー印刷にしてほしい。
385	東野更正氏	木ノ本会場における意見発表者の選定は主催者の一方的な選定であり、公平性を欠くものである。発表者の後に発言機会があったとしても不公平であり、抽選などの方法があるはずである。このような選定では委員会の権威失墜になる。
386	滋賀県漁業協同組合連合会 代表理事長 杉本敏隆氏	提言とりまとめにあたっては、琵琶湖を職場とし、日常的に直視している漁業者の生の声を聴取していただきたく、漁業者に限定して特定の時間をとり、集中的に意見聴取していただきたい。河川整備計画の中に漁業者の声が最大限に活かされるよう希望する。
391	志岐常正氏	先に、流域委員会に対し、問題意識をより具体化して検討をお願いしたいと考えて疑問等提出している。何らかの返答をいただきたい。
395	寺前真次氏	流域委員会や部会の暫定版の概要報告は1週間程度で掲載できるのではないかと。改善を希望する。
415	宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	基礎原案「計画策定、実施のあり方」に記されている「住民との意見交換が継続的に行えるような機会を設ける」の考え方にに基づき、河川管理者は住民説明会を開催されていると考えますが、この説明会での私達の質問に対して多くの部分で回答がなされていない。7/10付で近畿地方整備局へ質問および意見を送付したが回答がない。質問・疑問への回答と要請された資料の提供は当然なされるべきことであり、河川管理者が基礎原案で自ら提示した方針を実践することから物事は始まると考える。流域委員会の見解を伺いたい。
ご指摘、ご提案事項		
R16-04	流域調整室 安東 尚美氏	緑のダムについては、きちんと流出解析を行った上で評価していくべきである。洪水時と、利水の低水の方と分けて十分な検証を行った上で評価していくべきである。

頂いたご意見
<p>R17-01 宇治防災を考える市民の会 志岐 常正氏 説明資料（第1稿）には、川を扱う際には、必ず出てくるべき扇状地、自然堤防、後背湿地などの言葉が一切出てこず、川には水だけではなく、物が流れて堆積、浸食するといった自然地理学的、或いは地質学的な視点が皆無である。</p>
<p>C04-01 藤田 政治氏 上下流の主張の妥協の産物である琵琶湖総合開発に関する合意事項を見直すには、より良い案が出される必要がある。計画中のダムの見直しで対応する考え方もあるのでは。</p>
<p>R22-03 枚方市 理事 池貝 浩氏 多様な主体の自立的な参加の連携を引き出すような仕組みとそれが地域の活性化につながっていくことが重要。淀川水系の多様な価値を再生と創造する淀川流域エコミュージアム構想を提案する。</p>
<p>B24-04 藤田 政治氏 琵琶湖部会ダム班の意見素案（第24回琵琶湖部会(03/07/18)資料2-2）について、「治水、利水、環境からなる3つの条件」とあるが、「環境、治水、利水」の順にすべき。</p>
<p>Y23-01 日本野鳥の会 大阪支部 橋本 正弘氏 十三の干潟は、野鳥が来訪地でもあるので、利用の制限も必要ではないか。多くの人がシジミ採りに訪れるようになった一方で、シギやチドリ、オオソリハシシギが来られなくなった。シジミ採りを尊重する一方で、鳥たちへの配慮もお願いしたい。</p>
<p>C06-01 千代延 明憲氏 治水専用のダムや穴あきダム等の新たな提案については、もっと早い段階で議論しておくべきことだ。今、新たな提案をしていたのでは、あまりに遅すぎる。</p>
<p>R26-05 大阪弁護士会 赤津 加奈美氏 現在問題になっている河川公園やダムは、過去に河川管理者が設置許可を与えたからこそ存在している。今後、河川管理者は許認可権を厳正に運用頂きたい、という観点を「維持管理」の項に入れて頂きたい。現在、道路公団の検討委員会で、中津周辺の淀川左岸の堤防にトンネルをあけて高速道路をつくる検討を少人数の専門家が行っているが、トンネルは堤防の空洞化にあたるのではないか。もしここが破堤すれば、梅田近辺が浸水してしまう。この検討委員会には、近畿地方整備局も参加しており、従来例からすると、検討会委員会の結論に許認可を与えることになるだろうが、今後、この検討に対して河川管理者が許認可を与えるかどうか、十分に問題視していきたい。</p>
<p>325 前川協子氏 淀川水系流域委員会 提言（案）(021129版)について 1-6P.1-4 猪名川流域の特性の項で、一庫ダム建設の経緯と周辺大団地との関係案を詳述して欲しい。それでない、浸水被害との因果関係や対処の仕方が分からない。</p>
<p>その他</p>
<p>Y20-02 西村 雅雄氏 琵琶湖は非常に大きなダムといえる。琵琶湖を否定すれば、京都の人口は今の1割、2割ぐらいいしか住めず、大阪も存在しない可能性がある。ダムが必要ないと言っている方の考えが分からない。</p>
<p>R16-02 流域調整室 安東 尚美氏 以前開催されたシンポジウムで、ある委員から、農薬を使わず河川敷で農業をやればよいとの意見が出ていたが、そのような日曜農業ではまともな収穫を期待することはできない。</p>
<p>B26-01 千代延 明憲氏 本日議論された『琵琶湖部会とりまとめ素案』（資料2）は、メリハリがあり見解も明快でよくできている。他部会でも参考にさせていただいて、全体にわたってこのような格調高い意見書を出してほしい。</p>
<p>K07-01 千代延 明憲氏 10月29日の委員会までに意見書が完成するかどうか、危惧している。各部会のとりまとめの整合性について、十分なチェックをお願いしたい。</p>
<p>B27-01 千代延 明憲氏 新聞記事にも書かれているように、河川管理者は自治体、利水者、地元民との調整や政治の介入などの問題の中で方向転換が難しい状況にあると感じる。このようなときこそ流域委員会から、長く続いた検討を活かした明快な意見書を提出し河川管理者に指針を示すべき。</p>

頂いたご意見

L05-02 千代延 明憲氏
新聞記事等を見る限り、これから委員会の役割はますます重要になるが、周囲の雑音に惑わされることなくやってほしい。

R26-01 千代延 明憲氏
意見書の第 部案では、ダムについて、従来よりも一步踏み込んだ記述になっているので、この項は今後もこのまま残しておいて頂きたい。河川管理者には、意見書を活かした河川整備計画を策定して頂くよう、強くお願いしておきたい。

R27-03 箕面市議会議員 増田 京子氏
この流域委員会の活動は画期的なものとして評価しているが、費用も膨大にかかったと聞いている。民主主義のコストとしてやむを得ないと思うが、これを無駄にしないようにして頂きたい。

323 脱ダムネット関西
・「4-6 ダムのあり方」の「河川と流域の生態系と生物多様性に重大な影響を・・・」(下線部追加)に修文する。(理由)提言(案)の捉え方は概念が狭く、不正確であるため
・「影響が大きいため原則として抑制するものとし」を「・・・大きいため極力抑制するものとし」に修文。(理由)旧来の論理・手法・手続きで策定された事業は「原則」が働くものではないとして実施される恐れが多分にある。
・「4-6 ダムのあり方」の「あり方」が事業(工事)中・計画中、新規ダムのすべてを対象とすることを明記する。(理由)事業(工事)中・計画中のダムも、旧来の論理・手続きによって進められており、これらも提言の対象になるのは当然のことであり、それらを明記しないのは全く不合理である。「ダムのあり方」がすべてのダムを対象にしているという認識である(委員発言)のなら、その旨を明記すべきである。

325 前川協子氏
淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)について
1) 12P.2章 現状の課題中
東海豪雨並・・・とあるが、発生年月日を入れた方が良い。
2) 26P.4章 既設ダム群の再編成
とあるが、具体的にその内容を明記した方が良い。
3) 27P.4章 4.6.3 各ダムの整備の方針中
各ダムの進行状況が分からないので、現状記述して下さい。
4) 3P.4章 合意形成を目指して・・・公正な仕組みを検討とあるが、具体的な例や法体系を示して下さい。
5) 4P.4章 河川環境の反応を把握してフィードバックしながらとあるが、フィードバックの例やケースを示して下さい。

333 ラブリバー懇談会(猪名川河川事務所より提供)
ラブリバー懇談会にて、懇談会委員からいただいたご意見の紹介
流域委員会猪名川部会ニュース第13号について
・「消防団についての記述(地元意見)が間違っている。『夏だけ水防を兼ねている』は『年間を通じて水防にもあたっている』、『普段は20人程度』は『幹部が31人』、『川西市防災本部』は『川西市水防本部』。」
・「たとえ猪名川の水道水は汚いと地元住民が言っているとしても、人が言っている考え方をすぐ記事にするとということが問題ではないかという指摘がある。」

335 高時川治水対策促進協議会 会長 北村又郎氏、湖北土地改良区 理事長 酒井研一氏
河川管理者は、適切な委員構成とはいえない流域委員会の提言を最大限尊重するとしているが、最大限尊重しなくてはならない意見は他にも多くある。河川整備計画策定を進めるに当たって、提言に縛られることがあってはならない。

流域委員会の考え方	
意見書での記述	-
説明	<p>本論点は、意見書の目次構成と直接対応がつきにくいご意見について整理したものです。委員会の運営に関するご批判、各種ご提案等、ありがたくお礼申し上げます。</p> <p>今後とも流域委員会の活動に関心をお持ち頂き、忌憚のないご意見をお寄せ頂きたくお願い申し上げます。流域委員会のよりよい活動のための参考にさせていただきます。</p>

ご意見一覧

委員会・部会での一般傍聴者ご意見一覧

開催年月日	委員会等名	意見番号	発言者、所属等	対応論点
2002/12/12	第 17 回 猪名川部会	I17-01	前川謙二氏	ダム - 10
		I17-02	前川謙二氏	ダム - 1
		I17-03	前川謙二氏	ダム - 10
		I17-04	阪神水道企業団 (尼崎市議会議員) 丸尾牧氏	ダム - 10
2002/12/13	第 20 回 淀川部会	Y20-01	畑中尚氏	ダム - 8
		Y20-02	西村雅雄氏	全般
		Y20-03	佐川克弘氏	利水 - 1
		Y20-04	西依忠之氏	環境 - 1、利用 - 1
2002/12/14	第 20 回 琵琶湖部会	B20-01	龍谷大学教授 大塚尚武氏	利用 - 3
2003/1/17	第 16 回 委員会	R16-01	青山町議会議員 岡島孝生氏	ダム - 8
		R16-02	流域調整室 安東尚美氏	全般
		R16-03	流域調整室 安東尚美氏	環境 - 3
		R16-04	流域調整室 安東尚美氏	全般
2003/1/24	第 17 回 委員会	R17-01	宇治防災を考える市民の会 志岐常正氏	全般
		R17-02	藤田政治氏	治水 - 6
		R17-03	藤田政治氏	住民 - 1
		R17-04	宇治世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	ダム - 7
		R17-05	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	全般
		R17-06	馬杉實氏	治水 - 6
2003/1/29	第 21 回 琵琶湖部会	B21-01	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	住民 - 1
2003/2/24	第 18 回 委員会	R18-01	宇治世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	ダム - 7
		R18-02	宇治世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	治水 - 11
		R18-03	宇治世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	治水 - 11、ダム - 7
		R18-04	大阪自然環境保全協会 新保満子氏	ダム - 10
2003/3/8	第 1 回 治水部会	C01-01	大阪自然環境保全協会 新保満子氏	ダム - 3
2003/3/8	第 1 回 利水部会	L01-01	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	利水 - 3
		L01-02	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	利水 - 2
2003/3/27	第 2 回環境・利 用部会	K02-01	藤田政治氏	環境 - 2
2003/3/27	第 2 回 利水部会	L02-01	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	ダム - 4
2003/4/10	第 3 回 治水部会	C03-01	前川協子氏	ダム - 5
		C03-02	前川協子氏	住民 - 1

開催年月日	委員会等名	意見番号	発言者、所属等	対応論点
2003/4/10	第3回 環境・利用部会	K03-01	田村くに江氏	環境 - 7
		K03-03	藤田政治氏	利用 - 3
		K03-04	藤田政治氏	維持 - 2
		K03-05	藤田政治氏	利用 - 3
2003/4/14	第4回 治水部会	C04-01	藤田政治氏	全般
		C04-02	前川協子氏	環境 - 4
		C04-03	前川協子氏	ダム - 5
2003/4/14	第3回 利水部会	L03-01	藤田政治氏	利水 - 3
		L03-02	藤田政治氏	利水 - 5
2003/4/21	第20回 委員会	R20-01	大阪自然環境保全協会 新保満子氏	ダム - 3
		R20-02	箕面市議会議員 増田京子氏	ダム - 1
2003/5/16	第21回 委員会	R21-01	箕面市議会議員 増田京子氏	ダム - 10
		R21-02	三國昌弘氏	ダム - 9
		R21-03	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	利水 - 2
		R21-04	大津市役所 外崎公知氏	ダム - 6
		R21-05	大阪自然環境保全協会 新保満子氏	ダム - 1
		R21-06	日本気象協会 合田廣氏	利水 - 2
		R21-07	大阪自然環境保全協会 岡秀郎氏	ダム - 10
2003/5/19	第22回 琵琶湖部会	B22-01	宇治防災を考える市民の会 志岐常正氏	全般
		B22-02	宇治防災を考える市民の会 志岐常正氏	治水 - 11、ダム - 7
2003/5/27	第5回 住民参加部会	J05-01	瀬田川リバプレン隊 富岡氏	住民 - 1
2003/5/29	第5回 環境・利用部会	K05-01	井上哲也氏	利用 - 2
2003/6/10	第23回 琵琶湖部会	B23-01	藤田政治氏	環境 - 3
2003/6/20	第22回 委員会	R22-01	畑中尚氏	ダム - 1、ダム - 8
		R22-02	宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	治水 - 11
		R22-03	枚方市理事 池貝浩氏	全般
		R22-04	大阪自然環境保全協会 新保満子氏	ダム - 8
2003/7/1	第18回 猪名川部会	I18-01	日本気象協会 合田廣氏	治水 - 1
		I18-02	日本気象協会 合田廣氏	治水 - 4
		I18-03	千代延明憲氏	治水 - 1
		I18-04	千代延明憲氏	治水 - 3
2003/7/5	第21回 淀川部会	Y21-01	大津市国・県事業調整室 福井和義氏	ダム - 6
		Y21-02	大津市国・県事業調整室 福井和義氏	ダム - 6
		Y21-03	宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	治水 - 11、ダム - 7

開催年月日	委員会等名	意見番号	発言者、所属等	対応論点
		Y21-04	宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	ダム - 7
2003/7/12	第 23 回 委員会	R23-01	大津市国・県事業調整室 福井和義氏	治水 - 6
		R23-02	宇治防災を考える市民の会 志岐常正氏	計画 - 2
2003/7/18	第 24 回 琵琶湖部会	B24-01	滋賀県土木交通部 河港課長 澤野久弥氏	治水 - 1
		B24-02	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	環境 - 6、ダム - 9
		B24-03	藤田政治氏	ダム - 1、ダム - 5
		B24-04	藤田政治氏	全般
2003/8/25	第 5 回 治水部会	C05-01	千代延明憲氏	治水 - 5
		C05-02	大津市国・県事業調整室 福井和義氏	治水 - 6
2003/8/25	第 25 回 琵琶湖部会	B25-01	藤田政治氏	環境 - 5、治水 - 11
		B25-02	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	ダム - 9
		B25-03	千代延明憲氏	ダム - 1
2003/8/26	第 22 回 淀川部会	Y22-01	畑中尚氏	ダム - 8
		Y22-02	千代延明憲氏	ダム - 1
2003/9/2	第 19 回 猪名川部会	I19-01	大阪自然環境保全協会 高田直俊氏	ダム - 10
		I19-02	千代延明憲氏	治水 - 5
2003/9/2	第 4 回 利水部会	L04-01	千代延明憲氏	ダム - 4
2003/9/5	第 24 回 委員会	R24-01	大津市国・県事業調整室 福井和義氏	治水 - 6
		R24-02	箕面市議会議員 増田京子氏	ダム - 4
		R24-03	千代延明憲氏	利水 - 4
2003/9/24	第 26 回 琵琶湖部会	B26-01	千代延明憲氏	全般
2003/9/30	第 25 回 委員会	R25-01	佐川克弘氏	環境 - 1
		R25-02	大津市河川下水道部整備課 澤村克司氏	治水 - 6
		R25-03	千代延明憲氏	ダム - 1
2003/10/9	第 20 回 猪名川部会	I20-01	大阪自然環境保全協会 新保満子氏	治水 - 5、ダム - 10
		I20-02	大阪自然環境保全協会 新保満子氏	治水 - 2
		I20-03	箕面市議会議員 増田京子氏	治水 - 5
		I20-04	箕面市議会議員 増田京子氏	住民 - 1
2003/10/13	第 23 回 淀川部会	Y23-01	日本野鳥の会大阪支部 橋本正弘氏	全般
		Y23-02	千代延明憲氏	利水 - 4
		Y23-03	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	ダム - 8
		Y23-04	岸洋介氏	維持 - 1

開催年月日	委員会等名	意見番号	発言者、所属等	対応論点
2003/10/15	第7回 環境・利用部会	K07-01	千代延明憲氏	全般
		K07-02	千代延明憲氏	環境 - 6
2003/10/23	第27回 琵琶湖部会	B27-01	千代延明憲氏	全般
2003/10/24	第6回 治水部会	C06-01	千代延明憲氏	全般
		C06-02	千代延明憲氏	治水 - 1
2003/10/24	第5回 利水部会	L05-01	千代延明憲氏	利水 - 3
		L05-02	千代延明憲氏	全般
2003/10/29	第26回 委員会	R26-01	千代延明憲氏	全般
		R26-02	浅野隆彦氏	ダム - 8
		R26-03	畑中尚氏	ダム - 1
		R26-04	森本博氏	ダム - 1
		R26-05	大阪弁護士会 赤津加奈美氏	全般
		R26-06	箕面市議会議員 増田京子氏	ダム - 10
		R26-07	三國昌弘氏	ダム - 9
		R26-08	大津市国・県事業調整室 周防農生夫氏	治水 - 6
		R26-09	大阪自然環境保全協会 新保満子氏	住民 - 1
		R26-10	藤田政治氏	住民 - 1
2003/12/9	第27回 委員会	R27-01	畑中尚氏	ダム - 1、ダム - 3
		R27-02	千代延明憲氏	計画 - 1、ダム - 4
		R27-03	箕面市議会議員 増田京子氏	全般
		R27-04	箕面市議会議員 増田京子氏	ダム - 10
		R27-05	酒井隆氏	住民 - 1

議事録は下記にてご参照ください。

<http://www.yodoriver.org/>

文書にて提出されたご意見一覧

庶務受取日	意見番号	発言者、所属等	対応論点
2002/12/13	312	尼崎市議会議員 丸尾牧氏	ダム - 1
2002/12/18	313	水と緑を考える会 畑中昭子氏	ダム - 8
2002/12/18	314	佐藤守男氏	ダム - 1
2002/12/19	315	佐川克弘氏	利用 - 3
2002/12/19	316	西依忠之氏	計画 - 1、環境 - 1、利用 - 1
2002/12/20	317	畑中尚氏	ダム - 8
2002/12/21	318	緑と環境を守る 箕面まちづくりセンター 事務局長 岳野興一氏	ダム - 10
2002/12/24	319	青山町長猪上泰氏	ダム - 8
2002/12/24	320	余野川ダム反対連絡会 岡氏・新保氏	ダム - 10
2002/12/24	321	佐川克弘氏	ダム - 2
2002/12/25	322	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	ダム - 4、ダム - 9
2002/12/25	323	脱ダムネット関西	ダム - 3、ダム - 6、ダム - 8、ダム - 9、 ダム - 10、全般
2002/12/25	324	和田淳二氏	ダム - 10
2002/12/25	325	前川協子氏	ダム - 1、住民 - 1、全般
2002/12/25	326	緑のネットワーク、青山 山田明氏	治水 - 1、利水 - 3、ダム - 8
2002/12/26	327	水と緑の会 浜田憲和氏	ダム - 1
2002/12/26	328	水と緑の会 浜田不二子氏	環境 - 1
2002/12/26	329	三野明生氏	ダム - 1
2002/12/26	330	私立 愛農高校 浜田不二子氏	環境 - 1
2002/12/26	331	西村賢二氏	計画 - 1、利水 - 1、ダム - 1
2002/12/27	332	滋賀県守山市国県事業対策課	環境 - 1
2002/12/27	333	ラブリバー懇談会 (猪名川河川事務所より提供)	環境 - 3、治水 - 7、利用 - 1、全般
2003/1/7	334	松山征勝氏	治水 - 10、維持 - 3
2003/1/10	335	高時川治水対策促進協議会 会長 北村又郎氏、 湖北土地改良区 理事長 酒井研一氏	計画 - 1、ダム - 1、ダム - 5、ダム - 9、 全般
2003/1/13	336	宇治・世界遺産を守る会 代表世話人 須田稔氏	治水 - 11、ダム - 7
2003/1/14	337	藪田秀雄氏	治水 - 11
2003/1/14	338	谷幸三氏	環境 - 1
2003/1/15	339	宇治・世界遺産を守る会 代表世話人 須田稔氏、 防災を考える市民の会 志岐常正氏	治水 - 11
2003/1/20	340	佐川克弘氏	(修正意見として 343 が提出された ため掲載しておりません)
2003/1/20	341	青山町議会議員 岡島孝生氏	ダム - 8
2003/1/21	342	寝屋川市 田中基裕氏	計画 - 1、環境 - 1、治水 - 4

庶務受取日	意見番号	発言者、所属等	対応論点
2003/1/23	343	佐川克弘氏	ダム - 4
2003/1/28	344	大津市長 山田豊三郎氏	ダム - 6
2003/2/3	345	宇治愛鳥緑の少年団 代表 中島愛治氏	利用 - 2
2003/1/29	346	永末博幸氏	計画 - 1、環境 - 1、環境 - 8、ダム - 1、 ダム - 5
2003/1/30	347	榛原町長 前田禎郎氏	環境 - 1、治水 - 4、治水 - 9
2003/2/5	348	寝屋川市 田中基裕氏	環境 - 1、治水 - 1、利水 - 1、利用 - 1、 利用 - 3、ダム - 1、ダム - 4
2003/2/21	349	野添清霞氏	ダム - 1、ダム - 4
2003/2/24	350	余野川ダム反対連絡会	ダム - 10
2003/2/28	351	内藤一夫氏	ダム - 1
2003/2/28	352	佐藤稔氏	計画 - 1、環境 - 1、環境 - 10、治水 - 10
2003/3/5	353	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	利水 - 2、利水 - 4、ダム - 9、ダム - 10
2003/3/7	354	西尾毅氏	利用 - 5
2003/3/12	355	宇治・世界遺産を守る会 代表世話人 須田稔氏	治水 - 11
2003/3/17	356	財団法人 日本学生航空連盟 関西支部 参事 鷺森孝信氏	利用 - 3
2003/3/24	357	宇治・世界遺産を守る会 代表世話人 須田稔氏	治水 - 11
2003/3/25	358	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	ダム - 4
2003/3/27	359	阪神大震災の教訓を忘れず、市民 のための防災のあり方を考える 会 代表志岐常正氏	治水 - 11、ダム - 7
2003/3/29	360	前田益見氏	計画 - 1
2003/3/30	361	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	ダム - 4
2003/4/9	362	日本野鳥の会橋本正弘氏	利用 - 1
2003/4/11	363	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	利水 - 5
2003/4/15	364	ラブリバー懇談会 (猪名川河川事務所より提供)	計画 - 1、環境 - 1、環境 - 8、環境 - 9、 環境 - 10、治水 - 4、利用 - 3、維持 - 2、 ダム - 1
2003/4/24	365	高時川の明日を考える住民大会 実行委員会	ダム - 9
2003/5/9	366	きじが台自治会 会長 嶋澤正彦氏、 上野市ハイツ芭蕉自治会 会長 樋口東一氏	ダム - 8
2003/5/15	367	宇治防災市民の会 志岐常正氏	治水 - 1
2003/5/26	368	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	全般
2003/5/28	369	姉川水系漁業被害対策委員会 委員長 鳥塚五十三氏	環境 - 11、環境 - 6、環境 - 7、ダム - 1、 ダム - 9
2003/5/30	370	泰野サッカー少年団他 14 団体	利用 - 3

庶務受取日	意見番号	発言者、所属等	対応論点
2003/6/1	371	リバープロジェクト 木村俊二郎氏	住民 - 1
2003/6/4	372	枚方市役所 理事 池貝浩氏	住民 - 1
2003/6/10	373	琵琶湖を戻す会 高田昌彦氏	利用 - 1
2003/6/11	374	霞ヶ浦・北浦をよくする市民連絡 会議 事務局長、特定非営利活動 法人アサザ基金 代表理事 飯島博氏	環境 - 10
2003/6/11	375	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	ダム - 9
2003/6/17	376	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	ダム - 9
2003/6/20	377	日本野鳥の会 京都支部 中村桂子氏	環境 - 1、利用 - 1
2003/6/25	378	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	ダム - 9
2003/6/30	379	余呉町 東野更正氏	住民 - 1
2003/7/2	380	氏名不詳	環境 - 1、環境 - 12
2003/7/10	381	宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	治水 - 11、ダム - 7
2003/7/11	382	竹之矢虎雄氏	ダム - 8
2003/7/14	383	元高校教諭岡村隆徳氏	治水 - 1、ダム - 1
2003/7/17	384	宇治市防災を考える市民の会 梅原孝氏	治水 - 11、ダム - 7
2003/7/25	385	東野更正氏	全般
2003/7/29	386	滋賀県漁業協同組合連合会 代表理事会長 杉本敏隆氏	全般
2003/8/13	387	氏名不詳	利用 - 5
2003/8/24	388	小野富雄氏	ダム - 9
2003/8/25	389	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	ダム - 4
2003/8/27	390	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	ダム - 10
2003/8/28	391	志岐常正氏	治水 - 11、全般
2003/9/1	392	枚方市 理事池貝浩氏	住民 - 1
2003/9/1	393	浅野孝彦氏	ダム - 8
2003/9/2	394	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	ダム - 8
2003/9/2	395	寺前真次氏	全般
2003/9/2	396	社団法人 大阪自然環境保全協 会 高田直俊氏	治水 - 2、治水 - 5
2003/9/3	397	井上哲也氏	利用 - 2
2003/9/3	398	日建設計シビル大阪事務所 高橋正氏	計画 - 1、環境 - 1、環境 - 3、治水 - 1、 治水 - 7、利水 - 1、利水 - 6、利用 - 1、 利用 - 3、ダム - 1
2003/9/4	399	大阪弁護士会 赤津加奈美氏、 針原祥次氏、伊藤寛氏、 和田重太氏、中島清治氏	ダム - 1、ダム - 2、ダム - 9、ダム - 10、 ダム - 11

庶務受取日	意見番号	発言者、所属等	対応論点
2003/9/11	400	福本和夫氏	治水 - 8、利用 - 4
2003/9/13	401	佐川克弘氏	利水 - 4、利用 - 3
2003/9/16	402	佐川克弘氏	治水 - 11
2003/9/17	403	佐川克弘氏	環境 - 8
2003/9/20	404	佐川克弘氏	施設 - 1
2003/9/22	405	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	環境 - 6、ダム - 9
2003/9/29	406	大戸川河川開発促進協議会、 大戸川ダム対策協議会、 大鳥居地域開発協議会、 大津市南部自治連協議会、 黄瀬大戸川ダム対策協議会	ダム - 6
2003/9/29	407	大津市放水路促進協議会会長、 大津市長 山田豊三郎氏	治水 - 6
2003/10/6	408	千代延明憲氏	治水 - 5、ダム - 10
2003/10/7	409	日特建設 株式会社 鎌田忠則氏	環境 - 1、環境 - 6、環境 - 7、環境 - 11、 ダム - 1、ダム - 9
2003/10/8	410	大津放水路促進協議会	治水 - 6
2003/10/10	411	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	利水 - 4
2003/10/10	412	防災を考える市民の会 梅原孝氏	治水 - 11、ダム - 7
2003/10/11	413	Kumaki Minoru 氏	環境 - 1、ダム - 10
2003/10/11	414	宇治市防災を考える市民の会 志岐常正氏	治水 - 11
2003/10/11	415	宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	治水 - 11、ダム - 7、全般
2003/10/16	416	佐川克弘氏	環境 - 10
2003/10/19	417	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	計画 - 1
2003/10/19	418	伊賀の水と緑を考える会 代表 森本博氏	利水 - 3、ダム - 8
2003/10/20	419	佐川克弘氏	ダム - 4
2003/10/20	420	伊賀の水と緑を考える会 畑中尚氏	環境 - 1
2003/10/27	421	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	ダム - 4
2003/11/17	422	京都哺乳類研究会	環境 - 9、利用 - 3
2003/11/29	423	月ヶ瀬憲章の会 代表 浅野隆彦氏	ダム - 8
2003/12/1	424	池貝浩氏	計画 - 1、利用 - 3
2003/12/8	425	平山秀行氏	利用 - 3
2003/12/8	426	社団法人 大阪自然環境保全協 会 新保満子氏	ダム - 1
2003/12/8	427	学生 上野紗弥子氏	計画 - 3

提言から意見書提出までに頂いた
ご意見と流域委員会の考え方

平成 16 年 3 月
淀川水系流域委員会 庶務
(株)三菱総合研究所 関西研究センター内
〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)
TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984
E mail:k-kim@mri.co.jp
ホームページ:http://www.yodoriver.org